

26茅市相第88号
平成26年8月27日

松浪地区まちぢから協議会
会長 植松 伸擴 様

茅ヶ崎市長 服部 信明



市民集会における質問事項について（回答）

残暑の候、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市政推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御要望のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

1 広域避難場所について（浜竹一丁目自治会）

松浪地区では幾つかの自治会が大きなクラスター内にあり、災害時に火災が発生した場合の避難行動が自分自身の身を守る上で大きな問題となっている。

最近、浜一では防災研修会を催して火災からの避難をテーマに図上訓練を実施した。この中で避難所と広域避難所の違い、広域避難所の役割について学んだが、一般の人達の多くはこの違いについて認識されていないのが現実のようだ。

茅ヶ崎市のHPには次の様に書かれている。「広域避難場所とは、災害によって大規模な火災が発生したとき、そのふく射熱や煙から身を守ることができる場所です」となっている。浜一自治会では、この数年の研修会でクラスターの恐ろしさについては繰り返し学んできたが、広域避難場所について話し合われたのは今回の研修会が初めてである。浜一自治会内でも研修会に出られない人達の方が多いため、研修会の内容をより多くの会員に知ってもらう必要がある。早急に回覧なり「浜一だより」（自治会ニュース）などで発表する予定である。

浜一自治会のような小さな集合体でも周知徹底をすることは難しいだけに、市全体となるとかなりの努力が必要と思われるが、「火災と広域避難場所」について、現在どのように取り組まれているのか。

それから、広域避難場所は火災から身を守れる広い場所ということになるが、ただ広い場所として指定されているのではないか。「火災が鎮火するまで」とはいえ避難場所として機能（生活維持）するための準備はされているのか。

例えば、広域となれば避難者は数百、数千人になる可能性があり、最低1昼夜避難をすとした場合、特にゴルフ場の場合、トイレ、非常食・飲み水、夜具（毛布）、雨露をし

のぐテントなどが必要である。

また、松浪地区では、広域避難場所として茅ヶ崎ゴルフ場が指定されている事は知っているが、他に近隣にはどのような場所があるのか？TOTOの工場周辺(宗教団体の駐車場、佐川急便など)、藤沢市内になるがテラスモール周辺、辻堂海浜公園など、は如何か？

また市内の各広域避難所の収容可能人員は？(藤沢市の広域避難所には収容人員が表示されている。)

(担当：防災対策課)

広域避難場所につきましては、避難生活を送る場所である避難所(小中学校)と異なり、御質問にもありましたとおり、大規模火災が発生した時に、そのふく射熱や煙から身を守るための場所となります。災害が発災し、避難の必要が生じた際にどこに避難すればよいかという判断にあたっては、広域避難場所を始め災害対策地区防災拠点である市立小中学校、津波一時退避場所のそれぞれの役割を理解しておくことが重要であると考えます。そこで、これらの役割につきましては、茅ヶ崎市ホームページや広報紙、広域避難場所の表示看板、避難所を迅速かつ円滑に開設・運営していくために学校ごとに作成した避難所運営マニュアルなどを活用しお伝えするとともに、自主防災組織の活動マニュアル作成に向けた研修会や防災リーダー養成研修会、避難所打合せ会、市民まなび講座等様々な機会を通じて、御説明させていただいているところでございます。このような防災知識の普及につきましては、自主防災組織の皆様とも連携しながら、今後も取り組んでまいります。

また、広域避難場所の避難場所としての機能(生活維持するための準備)につきましては、広域避難場所はいざ延焼火災が発生した場合、1万人以上の方(最大は湘南カントリークラブゴルフ場の32万人収容可能)が避難することが想定され、想定される避難者全員分の備蓄物資を用意しておくことは困難な状況です。したがって、避難先で必要となる物資について、平常時よりあらかじめ各家庭等で準備していただき、避難にあたっては、それらの備蓄品を持って避難していただくことを基本として考えております。しかし、平成24年3月の津波対策避難訓練の際に実施した訓練参加者アンケートでは、非常持ち出し品について「持ってきた」という回答が約31%あった一方、「持っていない」が約52%、「用意していない」が約9%という結果となっています。この結果を踏まえ、災害に備えた事前の準備と避難する際の備蓄品の持ち出しについて、継続して周知啓発を図ってまいります。併せて、広域避難場所への避難は火災の危険からの一時的な避難とはいえ、事前に準備しておいた備蓄品が持ち出せなかった方、自宅以外の場所から避難した方、高齢者や障害者などへの特別な配慮などが想定されるため、防災備蓄倉庫を備えた広域避難場所を増やし、必要な備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えております。

松浪地区近隣の広域避難場所につきましては、「茅ヶ崎ゴルフ倶楽部、浜須賀小学校(総面積226,015平方メートル)」のほか、「県立茅ヶ崎高等学校、京急自動車学校茅ヶ崎校(総面積45,871平方メートル)」がございます。今後につきましても、広域避難場所の更なる確保に向け事業所等と協議を進めているところでございます。また、松浪地区東側は藤沢市と隣接していることから、辻堂駅北側の神台公園周辺(総面積50,0

00平方メートル)や湘南工科大学周辺(総面積127,026平方メートル)など藤沢市が指定する広域避難場所への避難を考慮していただくとともに、茅ヶ崎市立汐見台小学校、神奈川県立汐見台公園周辺一帯、耐火構造建築物で構成される辻堂団地周辺や神奈川県立辻堂海浜公園への避難も有効であると考えられます。

なお、市内の各避難所の収容可能人数は、次のとおりです。

名称	所在地	収容可能人数
茅ヶ崎ゴルフ倶楽部、浜須賀小学校	菱沼海岸9-38ほか	88,090人
神奈川県立茅ヶ崎高等学校、京急自動車学校茅ヶ崎校	本村3丁目4-1ほか	13,540人
茅ヶ崎公園野球場	中海岸3丁目3-11	17,100人
梅田小・中学校、中央公園、市役所、総合体育館	茅ヶ崎1丁目6-1ほか	35,680人
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖7-12869-11	12,600人
湘南カントリークラブゴルフ場	赤羽根4123	320,000人
スリーハンドレッドクラブゴルフ場	甘沼441	240,800人
神奈川県立茅ヶ崎里山公園	芹沢1030	61,530人

2 災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために(常盤町自治会)

茅ヶ崎ゴルフ場が閉鎖されると聞きましたが、言うまでもなく、当該ゴルフ場は広域避難場所であり、市の南部においては緑がまとまって残された数少ない場所です。このまとまった緑のある空間を残してほしいと思います。そのために、茅ヶ崎市としてどのような対応をお考えでしょうか。

(担当：企画経営課)

茅ヶ崎ゴルフ倶楽部は、市街化区域内に位置し、環境の保全、防災、景観形成上貴重なみどりを有しており、幅広い公共性の観点から重要な地区と考えております。

当該地は、「茅ヶ崎市地域防災計画」で広域避難場所として位置づけられており、市南東部地域において震災時の延焼火災から人命の安全確保に重要な役割を果たしております。

こうした公共性やスポーツ振興などの地域貢献が高いことから、本市ではゴルフ場敷地内にある道路の占用料の免除を行っており、ゴルフ場の存続のための取り組みを進めてきたところです。

当該ゴルフ場については、運営者である観光日本株式会社が会員に対して平成27年3月末をもってゴルフ場を閉鎖することを説明するとともに、神奈川県などの地権者にも同様の説明を行ったと伺っております。

仮にゴルフ場が閉鎖され、当該地の全てが住宅などの用途に利用された場合、本市が進

める防災対策やみどり政策に多大な影響を及ぼすものと危惧しております。ゴルフ場が撤退した場合の土地利用については、広域避難場所やみどりの保全に考慮し、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう、神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議してまいりたいと考えております。

3 「茅ヶ崎ゴルフ場を広域避難場所、将来世代に継承する茅ヶ崎市の重要な自然財産のシンボルの一つとして残してほしい」（常盤町自治会）

茅ヶ崎市が掲げている標語（スローガン）は「海と太陽とみどりのなかで ひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎」という素晴らしいものです。

茅ヶ崎ゴルフ場は、市南部では最も大きな広域避難場所です。一方、茅ヶ崎ゴルフ場は火災危険度の高いクラスターの一般住宅地域と隣接しており、地震、津波を考えた場合、住人や茅ヶ崎海岸を訪れた観光客などの広域避難場所として重要性は極めて高いと言えます。

茅ヶ崎市は自然環境、都市環境、生活環境も誇りです。若い人の人口も増えており、この自然環境は首都圏でも希な将来世代に継承して行くべき貴重な財産です。

これらの展望と課題についてお話し願いたい。

（担当：企画経営課）

2 「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

4 茅ヶ崎ゴルフ場が来年3月で廃止となるらしいが、浜須賀地区、松浪地区などの広域避難所となっているので、広いスペースが確保出来る策を考えて欲しい。（緑が浜自治会）

（担当：企画経営課）

2 「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

5 広域避難場所《茅ヶ崎ゴルフ場》の確保（松浪地区まちぢから協議会防災対策部会）

広域避難場所、《茅ヶ崎ゴルフ場》の行方が取りざたされている。火災クラスター茅ヶ崎にあって、広域避難場所の確保は、言うまでもなく、第一等の防災対策であり、このゴルフ場の存在は本市にとって最重要課題のひとつである。市当局をはじめ、市民を挙げて、この確保課題に取り組まなければならない。

最近確保に向けて署名運動が起こされているように聞いている。これが有効であるならば、当地区に於いても積極的に参画して参りたい。確保に向けていかなる行動が最善であるか、市当局のアドバイスをお願いすると共に、市当局から当該地域の住民にその有効な手段を訴えて頂きたい。

（担当：企画経営課）

茅ヶ崎ゴルフ倶楽部の運営者である観光日本株式会社からは、平成21年12月に本市に対して、ゴルフ場継続のための支援についての嘆願書が提出されております。

本市は、この嘆願書の提出を受け、22年2月に神奈川県に対して、文書を提出し、当

該ゴルフ場は、貴重なみどりであり、本市の環境、景観に貢献していること、防災面でも広域避難場所であることなどから、ゴルフ場が存続できような措置を講じていただけるよう陳情いたしました。

神奈川県からは陳情に対しての文書回答はありませんでしたが、土地賃借料据え置きの措置を講じていただいたと認識しております。

また、当該ゴルフ場は、環境保全、防災、景観形成の役割を果たしているだけでなく、様々なイベントなどを通して地域のコミュニティ形成にも貢献していることから、本市といたしましてもゴルフ場内の道路占用料を減免するなど、できる限りの支援を行ってきたところです。その様な対応が行われてきた経緯をふまえますとゴルフ場の存続についてこれ以上の取り組みを行うことは難しいと考えております。

今後は、ゴルフ場が撤退した場合の土地利用について、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう、神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議してまいりたいと考えております。

6 茅ヶ崎ゴルフ場閉鎖後、跡地利用の要望（汐見台自治会）

茅ヶ崎市指定の広域避難場所として、今後も継続利用出来るよう要望します。松林を守り、自然公園として市民に開放してください。跡地利用のお考えを聞きたいです。

（担当：企画経営課）

2「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

7 消防署小和田出張所跡地の活用について（松浪二丁目自治会）

6月当初、兵金山会館で行われた説明会によれば、平成29年度に現松浪二丁目の小和田出張所は常盤町へ移転予定とのこと。そして、その跡地の利用計画は特に示されていないとのことであった。

当松浪地区は、県下でもトップのクラスター地区で、災害により火災が発生した場合、人命財産への甚大な被害が予想される。延焼を防止するためにはできる限り空地を確保する必要がある。大災害による被害を少なくする観点からも跡地を公園などとして残し、住民の福祉のために活用する方向で取り組まれたい。

（担当：企画経営課）

消防署小和田出張所については、現施設が老朽化していること、前面道路が4メートル程度の住宅街に位置しており大規模震災時に消防車両等の出動経路の閉塞が懸念されることから、平成29年度に常盤町に移転することを計画しております。

移転後の出張所跡地については、本市の行財政運営や行政課題の解決を考慮した検討を行い、利活用案をお示ししたうえで地域の皆様の御意見を伺いながら、効果的、効率的な利活用を図ってまいります。

8 消防署、小和田出張所移転後の跡地をどうするのか。（松浪二丁目自治会）

(担当：企画経営課)

7「消防署小和田出張所跡地の活用について」と同様の回答となります。

9 消防署の跡地利用について自治会等から意見は出せるものか。(松浪二丁目自治会)

(担当：企画経営課)

7「消防署小和田出張所跡地の活用について」と同様の回答となります。

10 松浪緑地における「防災倉庫」増設について(松浪一丁目自治会)

本自治会地域は、住宅が密集し、さらに防災時には一時避難所も確保できない問題の多い地域となってきた。この問題は、自治会自らが住宅密集化を防ぐことは出来ない事項ではあるも、なし崩し的に建設が進められてきたことも原因と推察できる。一方、昨今の市の行政方針として、災害時に対応して一時的避難所や対応する備品類の確保が推奨されている。多くの住民が望んでいる防災備品の整備は、各住民の協力もあり着々と整備されている。しかし残念ながら、その防災物品収容設備(倉庫)の設置場所が不足し苦慮している次第である。

一方約4年前に市が保有する「松浪1丁目緑地」の一角に、1台の防災倉庫設置が認許となり、住民一同安堵の気持ちを持っている。しかるに、クラスター火災の危険性などで、防災機器の増設指導があり、さらなる備品類の整備が要望されている。しかしながら、その収納スペース確保に苦慮している。

上記状況下で、下記を検討願いたい。

(1) 現松浪緑地に、新規防災倉庫の設置を認願願いたい。(市役所内において、緑地管轄部門と防災担当部門間との検討結果で、具体案を提示願いたい)

(2) 設置スペースや設備の諸条件

本件は多岐にわたる要件が輻輳するので、市役所にて認可できる範囲で再検討するので、具体的方法をご教授願いたい。

注) 現存するスーパーたまや前の小型倉庫は自治会固有の保管物を収納しているが、老朽化しており保全に不安があり、いずれ更新する予定である。また、大道路に面しているが奥行きが狭く、非常時には、車両通行面で危険が伴うので、防災向け倉庫としては考えていない。

(担当：公園緑地課、防災対策課)

公園及び緑地への防災倉庫の設置につきましては、災害対応施設として特例的に認められておりますが、公園等としての利用に支障が生じない程度といたしまして、各公園、緑地に各自治会で1棟のみとさせていただいており、また、面積上の制限もございます。

松浪緑地には現在、既存の防災倉庫が1棟ございますが、大きなものに交換するなど、具体的な希望をお聞きした上で、設置の可能性につきまして検討させていただきたいと考えております。

なお、市では、地域防災力の更なる強化を目指し、新規で倉庫を設置する場合も含め、

自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材の整備に要した費用の2分の1以内での補助を実施しており、平成24年度から1組織に対する限度額を10万円増やし、平成26年度も上限30万円として実施いたしておりますので御活用ください。また、自主防災組織が所有する防災倉庫へ資機材の収納が困難な場合は、各会員宅の屋外倉庫などへの分散備蓄も有効な手段であると考えられることから、御検討をしていただければと思います。

1.1 消火栓の適正配置と防火水槽の有効活用（浜竹一丁目自治会）

現在、浜竹一丁目には16基の消火栓が設置されています。この16か所の消火栓設置場所から消火活動が可能な範囲を80メートル（消防ホース20メートル×4本）として、別紙地図のように計測をすると、空白地域（ホースが届かない地域）のあることが判明しました。この空白地域を無くすためには2カ所に消火栓を追加設置する必要があり、茅ヶ崎消防署防災対策課に相談。年度内の実現は無理のため、来年度に対応してもらえることになった。

消火栓の配置については、これまで何を基準に設置されたのか、また市貸与の移動式ホース格納箱が設置されたため、ホースの長さ80メートルを基準にした適正設置への対応はされているのでしょうか。

移動式ホースについては、消火栓の水は上水道を使用するため、災害時には発生から30分ぐらいしか使用出来なといわれている。また、現在の格納箱設置場所（2カ所）に火災発生場所から取りに行かなければならないため、火災発生場所によっては時間的に消火活動ができないことも考えられる。そのため、出来るだけ多くのホース格納箱を設置する必要があるが、市としては1町内に何基ぐらいの設置を考えているのでしょうか。

ただ、使用できる時間に限界があるため、消火栓以外にも消防用具の備えが必要ではないでしょうか。例えば、浜一町内に3カ所の防火水槽があるが、移動式簡易ポンプがあれば有効活用することが出来る。また、防火水槽の有効活用については現在はまだ講習なり訓練をしていないように思う。当然、バケツリレーが基本になると思いますが、防災備品としてバケツをどのぐらい用意すればいいのか、あるいは簡易ポンプを備えた方がいいのか、市の指導によって変わってきます。

いずれにしても、防火水槽について市側の対策をお聞かせください。

（担当：防災対策課、警防課）

浜竹一丁目自治会の消火栓の配置については、国の示す消防水利の基準を基に消火栓及び防火水槽等の整備を行っております。

市街地では大半の地域をカバーできるように消火栓を設置しており、活動範囲の最長到達距離は80メートルとなります。

大規模地震発生時の多発火災に対する延焼防災対策といたしましては、市民が行う初期消火活動が有効であり、平成25年度から移動式ホース格納箱の設置を進め、平成25年度は市内152か所へ設置することが出来ました。

平成26年度は、延焼火災危険地域（クラスター地域）を重点的に市内175か所への設置を行い、平成27年度までの3か年で概ね市内500か所に設置を進めてまいりたいと考えております。

なお、設置場所につきましては、木造密集地域内にある消火栓3か所に対し、移動式ホース格納箱1セットを設置できるよう、自治会の皆様に設置場所の提供について御協力をいただきながら進めてまいります。

また、茅ヶ崎市内の給水系統につきましては、4系統で水道水を市内に供給しており、その内3系統が標高の高い位置から水道水を供給する自然流下方式が採用されており、平塚系、茅ヶ崎系、赤羽根系と分類されています。浜竹一丁目を含む松浪地区は赤羽根系で供給されています。残りの1系統につきましては、ポンプを使い水道水を供給している二本松系となっています。自然流下方式につきましては、水道局が飲料水確保のため水の供給を停止しても、水道管内の残水を使って消火活動をすることが可能となります。

なお、小型軽量ポンプの配備場所につきましては、消防本部が管理している市内10か所の防災資機材格納庫で、併設されている防火水槽が100立方メートルと十分な消火用水が確保されていることから小型軽量ポンプを配備しております。

市内10か所の防災資機材格納庫が設置されている地区に関しては、移動式ホース格納箱の訓練と併せて指導を行っております。小型軽量ポンプを配置するためには、定期的に維持管理を行う上で防災資機材格納庫の設置が必要となりますが、松浪地区に関しましては、現在のところ設置をしておりません。

小型軽量ポンプが配備されていない地域に関しましては、今後の検討課題であると認識しております。

防火水槽の設置につきましては、国の示す消防水利の基準を基に土地所有者の御協力を得て行うとともに、公共施設の建設時や開発行為に伴う指導で設置を進めてまいります。

また、火災危険度の高い地域を始めとし、市域全体に少量でも有効に消火活動が行える小型の防火水槽の設置についても進めております。

今後も「安全・安心なまちづくり」を推進するため、様々な取組を進めてまいります。

12 古い家を取り壊され、新しい家が建つと、消火器が取り外されている事がよくあります。新しく家を建てる方の許可がなければ消火器は設置できないのしょうから、その場合には自治会への連絡をいただきたい。（常盤町自治会）

（担当：指導課）

街頭消火器は、平成26年8月1日現在市内に2,674本設置しております。

設置基準としましては、市街化区域内では約100メートル四方に1基、調整区域では約200メートル四方に1基設置しております。

設置場所につきましては、誰もが使用出来るよう、道路に面している個人が所有する土地を無償でお借りし設置しているものです。土地を無償でお借りしていますので、土地所

有者の方の御意向で撤去する場合がございます。

今後、撤去した場合は、御要望のとおり自治会長様に御連絡を入れさせていただきます。

また、新たな消火器の設置につきましては、設置場所を紹介いただきますようお願いいたします。

1 3 雨水タンクについて質問します。(汐見台自治会)

「雨水タンク補助制度のお知らせ」回覧に、災害が起きた際の非常用水としても役立ちます。と書かれていますが、災害時に起こり得る延焼火災に対応出来るのか、具体的に説明してください。

(担当：下水道河川建設課、警防課)

本市の雨水貯留タンク設置費補助金制度においては、「貯留量が1基につき70リットル以上」の雨水タンクを補助対象としております。

回覧における「災害が起きた際の非常用水」という表現は、「水道が止まった際に、トイレなどに活用していただくことができる」といったことを念頭に置いたものです。申請のあるタンクについては、現在貯留量200リットル前後のものが多いのが現状であり、建物の延焼火災に対応する水量としては少ないと考えております。

1 4 市街地の緑化について(浜竹一丁目自治会)

市は「ちがさき緑の基本計画」により公園、山林の環境保全などに取り組んでいるが、緑化対策の如何によって災害時に大きな影響を及ぼすことになる。

市街地においては、松浪地区がクラスターによる危険が指摘される最大の要因は、宅地造成で樹木が伐採され、緑地が少なくなったことにある。また、ミニ開発により植木がなくなったこと、それに一戸建てにおいても高齢化により樹木の維持が出来なくなり伐採されることが多くなっているのも原因の一つである。

そのため、市街地の緑化策の一つとして、またクラスターの緩衝帯にもなる「街路樹」を植えたらいいのではないか。茅ヶ崎市は近郊の街に比べ街路樹が少ないため、例えば「さくら道」にも街路樹があれば、景観、クラスターの減災効果にも役立つのではないか。

多分、道路幅が狭いという理由で無理ということになるだろうが、緑化と同時に市民の安全を考えて対策を考えてほしい。

(担当：道路管理課)

都市内における道路空間の一部としての植樹帯につきましては、大気の浄化、騒音等の軽減、路面のふく射熱の遮断、樹木や植樹帯土壌からの水分の蒸発散による温度上昇の緩和、緑陰の形成など、「良好な生活環境の確保」の点、また、火災時に延焼を防止すると共に、火災を遮断して温度を低下させることによって道路の避難機能の確保する点などから、「良好な公共空間の形成」において、有用であるとされています。

しかし、植樹帯の整備につきましては、その幅は標準で1.5メートルとし、概ね1メートル以上2メートル以下で設けることが基準として定められています。また、前述の延

焼防止等の機能を期待するのであれば、枝ぶりの良い高木の植栽と植樹帯スペースの確保が必要と考えますが、現在、植樹帯が設けられていない市内の幹線道路の幅員は、最低限の11～12メートルで整備されており、植樹帯を追加で設置するために、既存の車道及び歩道の幅員を縮小しての現道幅員内での設置はできないため、追加で植樹帯の必要幅として片側1～2メートルの用地買収と拡幅整備が必要となり、その実現性は低く、困難であると考えております。

このように、道路内植樹帯の整備に一定の制限がある中で、道路に面した敷地内（私有地内）の生け垣の設置を奨励しており、「生け垣の奨励及び保全に関する助成」を実施しております。

この事業は、生け垣の築造に対しては、150万円を限度としてその工事費の一部を助成し、また、生け垣を維持管理するため、一定の要件を満たす生け垣の所有者に対し、保全費の助成も行っております。

「生け垣の奨励及び保全に関する助成」は、市街地の良好な景観形成へ寄与することのほか、地域の防災性向上としても有効であると認識しており、市の広報紙やホームページなどにより、市民の皆様にお知らせしているところですが、今後におきましても様々な機会をとらえて、更なる周知を図ってまいります。

15 クラスタ災害防止策に早急に取り組むべきこと（浜竹三丁目自治会）

既に昨年度市民集会において、同種の質疑が行われているところですが、残念ながら、事前に取り纏められた質疑応答内容が、実に貧弱でありました。

「30坪未満の住宅建築許可が繰り返されている」、という指摘について、何も答えず、有りもしない都市計画の理想型？を抽象的に徒に展開して済ませました。しかも、地区協議会も自治会もその応答文を鵜呑みにしています。

前年24年2月1日に告示された「建築物の敷地面積の最低限度指定について」の取り扱いについて、何も触れていません。

元々、確たる都市計画がないまま、数十年間に亘り住宅再開発が無秩序に許可された為に、狭あいな道路や整合性のない下水道、更には広範囲なクラスター化した市街地が出来上がってしまいました。少なくとも5年前の地域危険度測定調査ではクラスターについても重大な問題点が指摘されていたにもかかわらず、抜本的な改善策はお座りのままでした。この状態は今日においても何ら進展がありません。

改めて問題点を列記すると

- (1) 30坪程度の住宅開発申請に許可を与え続けていた
- (2) 類焼を防止する緑地帯や緩衝道路がなく、袋小路、行き止まりばかり
- (3) セットバック未了、道路未整備箇所が至るところに放置され
- (4) 消防車両が緊急時に消火活動できない事態となってしまう

これらの事態を、市政側が認めることから始めるべきです。上記の問題点をないがしろにして、専ら住民側の臨時対応力だけに頼るやり方では、誰も納得できません。可搬式消

防ホース運搬機の取扱い説明や初期消火訓練ばかりを殊更に強調することは、問題点を隠蔽する為の工作だと言わざるをえません。

(担当：都市計画課、建築指導課、開発審査課、道路管理課、警防課)

建築物の敷地面積の最低限度は、居住水準を維持し良好な住環境を保全・形成するため、建築を行う敷地の細分化を抑制することを目的に、都市計画法に規定する用途地域により定めています。指定対象区域は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で、堤地区の低層住居専用地域においては125平方メートル、その他の低層住居専用地域においては100平方メートルの制限値が指定されています。この規定を受け、適用日である平成24年2月10日以降に低層住居専用地域内に建築物を建築される場合には、当該敷地が制限値以上であることを建築確認申請において確認し、建築行為が行われています。

また、低層住居専用地域以外においても、都市計画法に基づく開発許可制度を有効に活用し、敷地面積の最低限度を100平方メートルと定め、厳格に指導しております。

狭あい道路整備事業は、建築確認申請等に伴う道路後退が主な取り組みになっています。事業の推進につきましては、現在、建築確認申請当該地の両隣や周辺の空き地・駐車場などへの自主後退協力要請に取り組んでおりますが、今後、防災対策の視点も視野に入れ、更に強化してまいります。

なお、消防車両につきましては、平常時の状態で発生した火災は、消防ホースを素早く延ばすことができるホースカーが消防ポンプ自動車に積載されていますので、消防各署所が速やかに対応できる体制が整っております。

しかし、大規模災害時には消防車両が火災現場まで到着できない可能性が考えられますので、市民の皆様が今までに感じたことのない揺れを経験し、119番通報が繋がらない状態や多数の黒煙が上がっている場合は、市内で同時多発的に火災が発生していると判断していただき、移動式ホース格納箱を使用しての初期消火活動を行っていただきたいと考えております。

1.6 防災無線の実体調査を（常盤町自治会）

防災無線放送が殆ど聞き取れません。新しい防災ラジオを勧められましたが、やはり費用がかからずに重要な防災情報を聞きたいのです。いくらかでも改善できませんか、是非とも実態調査して現状を認識していただきたいのです。

(担当：防災対策課)

防災行政用無線拡声子局については、現在市内118か所に設置しておりますが、「聞こえない」「聞き取りづらい」等の御意見をいただいております。「茅ヶ崎市総合計画第二次実施計画」に基づき、平成26年度は1か所、平成27年度も1か所に新規増設を行う予定となっています。

防災行政用無線拡声子局の設置につきましては、設置場所や用地の確保は大きな課題です。また、子局から至近距離にある住宅では、かなりの音量を感じるということもあります。

防災行政用無線拡声子局の増設につきましては、今後も地域の皆様の御協力を得ながら事業を進めてまいります。また、お住まいの地域でも候補地がありましたら御提案いただければ検討いたしますので、御協力をお願いいたします。

難聴地域解消に向け、新たに開発した新型防災ラジオですが、購入者の方に1台2,000円の費用を御負担いただく形で有償配布させていただいており、また通信料として年額600円（消費税別）が必要ですが、これまでに約8,500台有償配布しており、電波が届かないといった苦情はございません。

台風などの雨風によって、屋外の拡声子局からの音声聞き取りづらい状況であっても、新型防災ラジオで明瞭に受信できると大変好評をいただいているところでございます。

一定の御負担をおかけすることになりますが、ラジオの購入については是非御検討をお願いいたします。

また、市では、情報伝達手段として、他にもメール配信サービスやtvkデータ放送、ホームページなどを活用した災害情報の提供を行っております。これらにつきまして、利用方法等御不明な点がございましたら、防災対策課までお問い合わせください。

17 松浪地区では全自治会(14自治会)に簡易無線機(3R規格)を配備して、台風など非常時の連絡に使用している。各自治会の使用チャンネル、や全自治会共通チャンネル等、無線機使用のルールを決めて運用しているので、特に防災訓練の時は松浪地区全体的様子が皆にわかり重宝している。3R規格の無線機は30のチャンネルしか無いので、他の地区が使用する場合のチャンネル配分やユーザーコードの決め方等、市がルールを決めないと混信して使いにくくなる恐れがあるので心配している。連絡無線全体についてルールを見直す必要があるのではないかと。(緑が浜自治会)

(担当：防災対策課)

災害時に地区の自治会同士が連携して防災活動を行うことは非常に重要であり、また簡易デジタル無線機を使用した連絡体制を平常時から構築できていることは、最も現実的で有効な手段であると認識しております。

貴自治会が使用している簡易無線機は、事業所や自主防災組織、サークル、市民等、誰でも使用が可能であることから、機器を使用するユーザーが年々増加していると伺っており、災害時に30チャンネルを皆で有効活用するための方策は必要ですが、このことに関して市が関与することは困難であると考えております。

第一に、松浪地区周辺の自治会で簡易無線を使用している場合の調整が必要であり、この調整は自治会連合会の定例会等で話し合いが可能であると考えます。

次に、一般ユーザーですが、誰でも使用可能な無線機器であるため、チャンネルの調整は実施不可能であり、ユーザーコードを設定し外部からの割り込みを防ぐ対策や、災害時等に混信した場合には無線で話し合い、どちらかが譲る形での使用となると思います。

このように、一般ユーザーも使用する簡易無線機について、法令的な定めもなく市がルールを決めることは不可能であることから、通常時のチャンネル設定、ユーザーコード設

定及び混信時のチャンネル変更方法等について、地域や自治会内でルールを決めておくことが重要であると考えております。

18 災害に強く、暮らしやすい街にするために（常盤町自治会）

茅ヶ崎市の海岸沿いの住宅地は、木造住宅が密集し、火災クラスターとなっています。この地域に、公園、空地を確保するために、高さ制限を緩和したり、総合設計制度を積極的に活用して、空地を確保することによって、火災クラスターの改善と津波一時退避場所の確保という、ふたつの課題解決が可能となります。このように改善することで、茅ヶ崎市が災害に強い街になると同時に、街並みもよくなり、暮らしやすくなると思います。

茅ヶ崎市は松浪地区をはじめとする津波被害や大規模火災が想定される地域の都市計画のビジョンをどのようにお考えでしょうか。

（なお、津波研究者である都司嘉宣さんは最近、東日本大震災の教訓と最新の地震研究成果から、標高20メートル以上の避難場所が必要と主張されています。そこからさらに高台へ避難できない場所であれば、救命胴衣を用意しておきなさいと助言されています）

（担当：防災対策課、都市計画課）

まちづくりを計画的に進める「都市計画」では、災害時において延焼遮断帯や緊急輸送道路としての役割を果たす「都市計画道路」や都市の不燃化及び延焼の拡大防止を図るための「防火地域及び準防火地域」、敷地の細分化を抑制することにより、空間を創出し延焼等の拡大を防止する「建築物の敷地面積の最低限度」等の指定により、災害に強い都市構造の形成を目指しています。

また、街区単位で必要性が認められ、地域としてのニーズがある都市計画制限については、「地区計画」制度で強化することも可能であり、地域の考え方、特性に応じた制限を地域と市が協働して検討していきたいと考えています。美住町においては、住環境の保全を目的とし、本市では初めてとなる地域からの御提案による「地区計画」を定めた実績があり、そのような取り組みが多く、多くの地区に広がるよう努めてまいります。

なお、高度地区が適用されている地域において、総合設計制度の活用による計画を行った場合には、公開空地や緑地の創出により高度地区の緩和の適用を受けることが出来るものとしております。

19 災害に強い茅ヶ崎をつくるために・・・特に海岸地区について（常盤町自治会）

・津波に備えて建物の高度制限を緩和してください。

現在は景観を守るため海岸地区であっても一般住宅地では建物高さが10メートルに規制されています。この規制は311以前に制定されたもので、現在では再考の余地があると思います。

いくつかの方法が考えられます。①一般住宅の制限を緩和する。②公共建物のみ緩和する。などなど専門家の意見も参考にしながら検討をお願いしたい。

・クラスター火災に備えて広域避難場所の確保、維持をお願いします。

海岸地区の茅ヶ崎ゴルフ場の売却が検討されているそうです。火災時の一時避難場所としては貴重な場所です。これに代わる広い面積の平地はありません。どのような方法がいかはよくわかりませんが、広い平地の確保が絶対に必要で、今ここを失ったら回復の見込みはないと思います。茅ヶ崎100年のことを考えてこの広い場所を失わないように策を考えてください。またこの地に津波退避タワーの建設も検討してほしい。

(担当：企画経営課、都市計画課、建築指導課)

都市計画における用途地域は、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定しているものです。建築物の高さ制限が10メートルとなっている第一種低層住居専用地域は、低層住宅で構成されることにより良好な環境が維持され、こうした環境を守るために地域住民の皆様との合意形成を経てまちづくりが進められてきました。

個々の建築計画に対する高さの規制緩和につきましては、避難施設としての整備を想定すべき浸水地域などの条件を勘案したうえで判断しているところでございます。しかしながら、東日本大震災による津波被害を受け、国において「津波防災地域づくりに関する法律」の制定や「津波避難ビルに係るガイドライン」「津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」など、沿岸地域における建築物の検討が進められておりますので、これらの動向を注視してまいります。

なお、茅ヶ崎ゴルフクラブについては2「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

20 住宅地の高さ10メートル規制は美観を保つ為の規制と聞いているが、大きな津波の被害が予想されている地域については規制の見直しをするべきではないか。(緑が浜自治会)

(担当：都市計画課)

都市計画における用途地域は、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定しているものです。建築物の高さ制限が10メートルとなっている第一種低層住居専用地域は、低層住宅で構成されることにより良好な環境維持され、こうした環境を守るために地域住民の皆様との合意形成を経てまちづくりが進められてきました。

しかしながら、東日本大震災による津波被害を受け、国において「津波防災地域づくりに関する法律」の制定や「津波避難ビルに係るガイドライン」「津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」など、沿岸地域における建築物の検討が進められておりますので、これらの動向を注視してまいります。

21 地震による地域危険度測定調査報告に関する市の中長期対策プランをお聞きした

い。(浜竹四丁目自治会)

①家屋の倒壊防止対策：危険家屋の実態調査と倒壊防止対策

②火災の発生と延焼防止のための実態調査と対策

③地域内道路閉塞と通過障害を改善するための対策

- ・地域内狭隘通路の実態調査とマップ表示
- ・生活道路の拡幅：セットバックの促進
- ・各種障害物の除去：災害弱者への対策
- ・その他火災クラスター問題への取り組み

(担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課、都市政策課、建築指導課、道路管理課、警防課)

平成20年度に「地震による地域危険度測定調査報告」を公表した後、地域の危険度を認識したうえで、公助は当然のことながら自助・共助の強化も重要と考え、様々な取り組みを行っています。

家屋の倒壊防止対策については、倒壊防止対策の一つとして、昭和56年6月以前に建築された既存建築物の耐震診断や耐震補強等に対する補助金事業や無料耐震相談、耐震化の重要性について意識向上を図るための防災セミナー等を実施しています。

また、建築物所有者個人だけでなく、自治会単位での建築物耐震化促進についても意見交換会を平成25年度より行っています。

火災の延焼防止対策としては、都市計画法における防火地域及び準防火地域の指定がされ、建築物の延焼防止対策が行われています。

また、昭和61年にそれ以外の地域についても、屋根の不燃性能や外壁の準防火性能を有するものとするにより、延焼防止の施策を進めています。

なお、大規模地震発生時の多発火災に対する延焼防災対策といたしましては、市民が行う初期消火活動が有効であり、平成25年度から移動式ホース格納箱の設置を進め、現在のところ市内152か所に設置することが出来ました。

平成26年度は、延焼火災危険地域(クラスター地域)を重点的に市内175か所に設置を行い、平成27年度までの3か年で概ね市内500か所に設置を進めてまいりたいと考えております。

設置場所につきましては、木造密集地域内にある消火栓3か所に対し、移動式ホース格納箱1セットを設置できるよう、自治会の皆様に設置場所の提供について御協力をいただきながら進めてまいります。

消防本部では、平成25年度から市民の皆様が安全確実に移動式ホース格納箱を取り扱えるよう御指導させていただいております。平成26年度は地域防災力の向上を更に高めるため、消防団員が地域の皆様に移動式ホース格納箱の御指導ができるように訓練を行っており、平成26年度以降も消防職員、消防団員を訓練会場に派遣し、市民の皆様へ御指導をさせていただきたいと考えております。

また、震災時の消火用水確保のために、防火水槽の設置を公共施設の建設時や開発行為

に伴う指導で設置を進め、火災危険度の高い地域を始めとし、市域全体に少量でも有効に消火活動が行える小型の防火水槽の設置についても進めてまいります。

狭あい道路の実態調査については、平成26年度委託事業にて実施中でございます。また、マップ表示については、個人情報との兼ね合いがありますので、公表について今後検討してまいります。

なお、狭あい道路整備事業は、建築確認申請等に伴う道路後退が主な取り組みになっています。事業の推進につきましては、現在、建築確認申請当該地の両隣や周辺の空き地・駐車場などへの自主後退協力要請に取り組んでおりますが、今後、防災対策の視点も視野に入れ、更に強化してまいります。

発災初動期の要援護者への避難支援につきましては、地域の自助・共助に委ねられてしまうのが実情です。このため、平常時からの地域における顔の見える関係づくりや避難支援方策の検討を行うことが重要となります。また、災害時要援護者の避難支援の地域における仕組みづくり、要援護者自身も含めた主体となる関係者による、日頃の訓練が不可欠となります。このため、現在、茅ヶ崎市内の各地域において、地域の避難訓練や勉強会等を通じ、避難経路の確認や避難するにあたってのハザードマップの作成等により、ブロック塀や閉鎖道路等障害物になりうる箇所の確認等を行い災害に備えていただいているところです。今後もこのような取り組みを進め、災害時要援護者支援の備えとなるよう支援してまいりたいと考えております。

また、平成20年度に「地震による地域危険度測定調査報告」を公表した後、火災危険度の高い地区などを対象に、自助・共助が主体となった防災都市づくりを推進することを目的として、平成21年度より「防災都市づくりワークショップ」を実施しております。

これまでに松浪地区、南湖地区、浜須賀地区、海岸地区、湘南地区のJR東海道本線以南5地区で実施し、参加者からは「皆さんが積極的に意見を出し、まちをより良いものにしていこうという熱意を感じた。」、「防災の取り組みの在るべき形が具体的に理解できた。」、「地域全体を考え、これからのまちづくりをしたい。」などの感想をいただいております。このことから、地域防災力の向上に実施効果は高いものと判断しております。

今後とも「防災都市づくりワークショップ」を市域全体に広げるため、これまでの取り組みを踏まえるとともに、地域特性も考慮して他地区へ展開してまいりたいと考えております。

また、火災については過去の震災、あるいは被害想定においても、電気による火災が多くを占めていることから、国で感震ブレーカーの普及方策について検討する動きがございますので、国の動向を注視しながら、助成制度なども含めて本市の方向性について検討してまいります。

22 防災に関する私の意見は、現在の市の対策が事後の避難所運営に偏っているのです、その前の初動活動や予防安全を考えるべきと言うことです。

先ず、初動活動では町内での相互扶助による安否確認と避難誘導と思っています。

これらを発動出来るようにするために、災害の規模などに関する情報を市が正確に把握して市民に迅速かつ確実に伝えて、相互扶助を誘発させることでしょうか。防災放送に加えて防災ラジオや携帯電話による情報伝達の多重化が有効と考えます。「てんでんこ」などと言わず、近隣の弱者の存在を必要十分な範囲に限定して事前に知らせ、またその個人情報を管理方策を案出することを市と市民が共同で実施するようにしたいものです。

予防安全に関しては、地盤の強化と安全な街路をつくる施策を期待しています。地盤の強化では複数の改良策があるようですが、既存住宅にも適用できる経済的に負担の少ない間伐材の埋め込みなども有効と言われています。街路の安全化に関しては電柱上の重い変圧器を下し、電線や電柱が道をふさがない「無電柱化」を共同溝方式でなく電力線と通信線に限定して埋設する方式などを費用対効果を勘案して順次実施していくことをことを期待しています。(常盤町自治会)

(担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課、建築指導課、道路建設課)

災害時の初動活動として、御近所同士での声かけや避難誘導など地域内の相互扶助は非常に重要であると考えます。そのような相互扶助の誘発のためには、災害情報をいち早く確実に皆様にお伝えすることが必要です。

災害情報の発信につきましては、茅ヶ崎市では、防災行政用無線や防災行政無線を補完する情報伝達手段として、新型防災ラジオやメール配信サービス、tvkデータ放送、ホームページなどを活用した災害情報の提供を様々な形で行っております。

地域の皆様が災害時の初動活動を迅速に行うことができるよう、今後も防災行政用無線拡声子局の増設や新型防災ラジオの普及など、難聴地域解消に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本市では、平成18年7月より、重度の障害者やひとり暮らし高齢者など、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して地域の中で支援を受けられるための仕組みとして、内閣府から示された「災害時要援護者支援制度」推進しております。

この制度は、申請時にあらかじめ個人情報を地域に提供することに対して同意を得る「手上げ方式」を採用しており、要援護者の登録者情報は、日頃から地域で情報共有し、災害発生時等の迅速な避難支援等に結びつけることを目的として、4半期に1回自治会・自主防災組織、民生委員児童委員に情報提供しております。各地域では、この情報をもとに日頃からの顔の見える関係づくりや地区の防災訓練等を実施していただいているところでは、平成26年5月31日現在の登録者数は、2,968名(障害者：729名 高齢者：2,239名)となっております。

この一方で、平成25年6月に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、災害予防の1つとして、「避難行動要支援者名簿」を備えておくことが市町村長に義務付けられました。新たに作成する避難行動要支援者名簿は、これまで行政において、個別に保有していた災害時に支援が必要な方の情報を一元管理し、災害等で生命の危機があると判断した場合に、この情報を提供することで避難支援につなげることを目的としております。

この避難行動要支援者名簿においても、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、従来どおり本人の同意を得た情報に限り、避難支援等関係者に提供し、地域でこの名簿情報を共有することが求められております。

災害時に支援が必要な方の手助けにつきましては、本市が定期的に地域へ提供します情報を活用し、それぞれの地域において日頃からの顔の見える関係づくりや、いざというときの避難支援の方策について災害に備え検討していただくことが非常に重要となりますので、本市としましても積極的に支援してまいります。

また、建築物の耐震化や地盤の強化に関しては、事前から対策を取ることが非常に重要になります。

特に、敷地ごとの地盤を、状態に応じた適切な工法を選択し強化することは、御自身のみならず防災上周囲へ与える影響が少なくなります。

このことから建築物を所有する皆様が、御自身の財産を守るため、神奈川県地質調査業協会へ相談することをお勧めします。所在地等連絡先については別紙資料を御覧ください。

また、電線類の地中化は、地震に対しで有効であるだけでなく、景観の点においても、重要な事業として認識しております。

本市では、急速に進んだ宅地化に対応するため、公共下水道や上下水道、都市ガスが、既存の道路に個々の計画に基づいて埋設を行ってきたことから、共同溝を埋設するための地下空間が少なく、御提案の電力線や通信線等の電線類のみを収用する電線共同溝方式により、茅ヶ崎駅を中心とした区域において、無電柱化を実施してまいりました。

電線類地中化事業は、変圧器などの地上機器の設置場所が、歩道内または、専用の区域に限定されているため、歩道がある路線または、歩道を設置する計画がある路線を対象とする必要があります。

電線類地中線化事業を推進していくため、平成24年度に策定に着手した「幹線道路維持保全計画」の中で、電線類地中化計画の策定を進めており、今後、電力や通信の事業者と事業実施に向けた協議を経て、パブリックコメントを行い、市民の皆様の御意見を伺いながら、平成26年度末までに計画を策定してまいります。

事業の実施については、電力や通信事業者の同意や、「茅ヶ崎市総合計画」の実施計画との整合を図りながら、事業化を検討してまいります。

23 消防活動を円滑に行うために消防署小和田出張所の移転場所を汐見台庁舎に(常盤町自治会)

常盤町には公園がなく、いざという時の避難集合場所や野外のイベントをする場所もありません。是非とも、県営常盤町アパート跡地に消防署を移転させずに。常盤町内に生まれた市有地の一部を広い公園にして、災害に強く安心して生活できる街にすることを願っています。

消防署の移転先は、広い道路に接し、敷地が広い汐見台庁舎が適当だと考えます。津波も目視できる、海岸の利用状況を把握しやすい、海難救助訓練がしやすい、県との連携も

しやすい。訓練場所も広く確保できる、大型はしご車も配備できる、実質的な現場到着時間も遜色ないでしょう。もし、到着時間に要する箇所ができたとしても、藤沢市と連携すれば解消できると思います。

(担当：消防総務課)

災害時の避難集合場所については、公園や広場に限定せずに、駐車場、ゴミ捨て場など、地域の皆様がわかりやすい場所を選定することが大切と考えております。仮に県営常盤町アパート跡地に消防署小和田出張所が移転しても一定の空地がありますので、隣接のコミュニティーセンターと併せて利用することも可能です。

災害に強く安心して生活できる街にするために必要な公園は、クラスターによる火災の延焼拡大が危惧されておりますので、広域避難場所に匹敵するほどの広さを有する規模の公園でなければ、延焼火災から身を守ることは難しいと考えます。

また、津波の緊急を要する災害時には、一時的な避難場所への避難・集合ではなく、津波一時退避場所へ各自迅速な避難を行うなど、災害特性に応じた必要な避難行動をお願いいたします。

汐見台庁舎への移転については、藤沢市との境に位置しているため、署所の分散配置の視点では、汐見台庁舎を中心とした円の北西側4分の1程度しか本市の市街地を含んでおらず、残りの4分の3は藤沢市域や海や浜となるため、地理的に不適切な場所と言わざるを得ません。

また、北西側の県道戸塚茅ヶ崎側の出口は、国道134号方面へ左折する一方通行であり、南側の国道134号側出口も藤沢方面に左折する一方通行となっております。両方の道路は上下2車線で交通量が多く、右折するにはかなりの危険を伴うものと考えております。

水難救助に用いる水上オートバイや救命ボートは、かなりの重量があるため、少ない人数で迅速に出艇させるには、水際近くまで車両を寄せてスロープを利用することができる茅ヶ崎漁港が最も適しております。そのため、海岸出張所に水難救助工作車を配備しております。

藤沢市との連携については、神奈川県下消防相互応援協定に基づき、災害発生時には自動的にお互いに災害出動し対応しています。

2.4 道路の白線表示の補修に関して（美住町自治会）

小学校の危険箇所パトロールでも指摘されていますが、交差点での止まれ標示、白線標示が消えかけている場所多くある。早期に補修をしていただきたい。又補修のルール、優先順位決めはどのように行っているのか。

(担当：安全対策課、道路管理課、学務課)

通学路改善要望や市民の皆様からの情報提供は、とても重要と考えており、その都度、できるだけ早く茅ヶ崎警察署へ塗り替え等の依頼を写真添付のうえ行っております。

実施の優先順位につきましては、8月7日、茅ヶ崎警察署交通課に確認をいたしましたところ、現地を確認して、「止まれ」や「横断歩道」等の補修の必要なもののうち緊急性

の高い標示を優先して、神奈川県警察本部へ上申し、同本部の判断により施工しているとのことです。

また、止まれ標示や速度標示などの交通規制等に関する案件以外の、茅ヶ崎市が管理する法定外路面標示等の補修のルールや優先順位決めにつきましては、道路ラインの寿命が道路の交通量や道路幅員などの条件で異なり、同じ路線であっても場所によって異なることから、「一律に施工から何年経過したので引き直す」という基準は設けておりません。

なお、年間に実施する引き直しの施工箇所につきましては、市職員によるパトロール実施による必要性の判断の他、対応箇所の9割以上は、「各小学校単位で実施される通学路改善要望」、「市民集会での要望」や「随時受け付けております自治会長様からの要望」に対して現地調査を実施し、ラインの状態及び緊急性を勘案して再施工の判断を行っております。

25 道路の傷みに対する対応に関して①（美住町自治会）

最近道路舗装が傷んでいるところが多く有ります。幹線道路はそれほど悪いところがありませんが、内部に入るとあちらこちらで傷んでいる場所が見られます。歩行が難しいお年寄りには歩きづらいと思いますし、自転車走行にも転倒の危険が有ります。道路舗装の補修はどのような基準で実施されるのでしょうか。優先順位はどうなっているのでしょうか。事故が起こる前に対応をしないといけないのではと思います。予算の問題も有るでしょうが、宜しく願います。

（担当：道路管理課）

道路舗装の補修の基準につきましては、市内の幹線道路に対する舗装の打替え等の対応は、現在策定中の「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」の中で、舗装面の状況調査結果による補修の方法や優先順位等について基準作りを行っているところでありますが、幹線道路以外の一般の生活道路につきましては、現在、明確な基準は作成されておりません。

現状の対応といたしましては、毎週金曜日と雨天時に市内を4地区に分割して、道路の穴あきや道路の路面排水の不良箇所等についてパトロールを実施しており、その中で補修の対応を行っております。また、随時、市民の皆様から情報を頂き、現地調査を実施した中で補修を実施しております。

補修の方法につきましては、第一段階として穴あき箇所の部分的な補修の実施。第二段階として、穴あき箇所の増加や拡大に対する小規模な舗装の打替えの実施。第三段階として、更に損傷が進行した場合、路線としての舗装の打替えの実施。と段階を踏んでの管理を実施しております。

道路の補修につきましては、我々のパトロールでは気が付かないところが多くあると思います。管理の行き届かない点につきましては、自治会様及び市民の皆様から情報をいただいた中で早急な対応を実施してまいりたいと考えております。

26 道路の傷みに対する対応に関して②（美住町自治会）

美住町では新築の家が多くできています。新築時水道、ガス工事で道路を掘り返した場合、業者が舗装を最初行い、後日確認再舗装を行っていると思いますが、行政のチェックはどのように行うルールでしょうか。

(担当：道路管理課)

建築や宅地の造成に伴い、上水道・下水道・ガス等のライフラインの布設工事により道路を掘削する場合には、その道路を管理する道路管理者へ「道路占用許可申請書」を提出し、許可を得てから工事に着手し、工事完了後は「道路工事等完了届」を工事中の施工写真を添付して提出することになります。

舗装工事の手順としましては、ルールではありませんが、御指摘の様に1つの掘削工事に対して2回に分けて舗装工事を実施することが一般的です。これは、最初に掘削幅に対し仮の舗装を行い、しばらくの期間、交通開放して車両等の通行による掘削箇所の自然転圧を図り、掘削部の安定を促す目的があります。2回目の舗装が最終形となり、道路幅員の全幅又は半幅で2メートルの延長で打替えますが、施工時期につきましては他の掘削工事がある場合や塀等の外構工事がある場合など、個々に条件が異なります。一概には言えませんが、掘削部の安定を待ちアスファルト舗装後に再度の掘削工事がないように、また、舗装の打継ぎ目が少なくなるように建築工事の中で時期の調整を行い、複数の業者が共同で実施することが一般的です。

工事の許可書には、工事後のアスファルト舗装の復旧範囲の指示や工事施工にあたっての注意点や条件等を付けております。行政のチェックにつきましては、一般の戸建て住宅の建築等の小規模のものに対しては、完了届に添付される工事施工写真により、舗装の厚さや締固めの状況等の確認を行っています。また、開発許可を伴う宅地造成や共同住宅等の建築時には、担当職員が現場で検査を実施し、許可のとおり施工が行われているかの確認や是正の指示を行っています。

27 道路面の塗装には水色・緑色等工夫されているが、肝心の交差点、一時停止等の白文字・白ライン等が消えかけたり、消えてしまっている。特に学童通学路は酷い。道路面の白文字・白ラインのメンテナンス・補修のタイミングは何年を基準にしているのか。またそのチェックは。(美住町自治会)

(担当：安全対策課、道路管理課、学務課)

「止まれ」や「横断歩道」等の交通規制等に係る路面標示につきましては、茅ヶ崎警察署でとりまとめて神奈川県警察本部へ上申し、決定いたしましたら一括工事の発注をしております。

市では、通学路改善要望や市民の皆様からの情報等により、その都度、茅ヶ崎警察署へ塗り替え等の依頼を写真添付のうえ行っております。

補修等のタイミングの基準につきましては、8月7日、茅ヶ崎警察署交通課に確認をいたしましたところ、「止まれ」や「横断歩道」等の補修の必要なもののうち緊急性の高い標示を優先し、現地を確認して神奈川県警本部の判断により施工しているとのことでした。

また、止まれ標示や速度標示などの交通規制等に関する案件以外の、茅ヶ崎市が管理する法定外路面標示等の補修のルールや優先順位決めにつきましては、道路ラインの寿命が道路の交通量や道路幅員などの条件で異なり、同じ路線であっても場所によって異なることから、「一律に施工から何年経過したので引き直す」という基準は設けておりません。

なお、年間に実施する引き直しの施工箇所につきましては、市職員によるパトロール実施による必要性の判断の他、対応箇所の9割以上は、「各小学校単位で実施される通学路改善要望」、「市民集会での要望」や「随時受け付けております自治会長様からの要望」に対して現地調査を実施し、ラインの状態及び緊急性を勘案して再施工の判断を行っております。

28 ひばりが丘自治会内には、私道がたくさんあります。私道であると舗装の補修、道路標示、道路標識は、茅ヶ崎市の費用では原則としてくれないと聞いています。

しかし、その道路を実際に使用しているのは、その住民以外の不特定多数の方も利用しています。そのことに関しては、茅ヶ崎市道と同じだと思います。

私道であっても舗装の補修、道路標示、道路標識等は、茅ヶ崎市の費用で施行していただくことができませんか。(ひばりが丘自治会)

(担当：安全対策課、道路管理課)

私道の管理につきましては、住民以外の不特定多数の方が利用していても、私有地となりますので、私道の所有者及びこれに接する土地・建物の所有者の皆様で管理していただくことが基本であると考えております。

ただし、本市としましては、生活環境の整備に寄与するため、未舗装の場合には、関係権利者全員の同意、公共下水道の整備、道路としての形態が明らかである等、一定の条件を満たしていれば、順番待ちとなりますが、最初の1回に限り市でアスファルト舗装を実施しております。

なお、私道が砂利道の場合には、わだちぼれ等の路面の凹凸の補修について、碎石の補充・敷き均し作業のお手伝いをしております。

私道のアスファルト舗装及び路面の管理につきましては、茅ヶ崎市道路管理課まで御相談ください。

また、道路標識につきましては、交通管理者である神奈川県警察本部の所管でございますので、8月7日に茅ヶ崎警察署交通課で確認をいたしましたところ、私道においては標識の設置は行わないとの見解です。

市といたしましては、私道でありましても交通安全に関し公益性があると判断した場合は、道路標識に準じる形で注意喚起看板等の設置も検討の余地がございますので、案件ごとに御相談くださいますようお願いいたします。

29 市道1430号線の改善について(松浪二丁目自治会)

市道1430号線の改善については、市長さんはじめ関係各課の迅速な対応に住民一同

心から感謝している。おかげで、道路は見違えるように改善され、事故も大幅に減ったことを感じている。なお、より一層の安全対策のため、交差点内カラー塗装・看板設置などをお願いしたい。

(担当：安全対策課、道路管理課)

市道1430号線の松浪二丁目及び富士見町地区区間の枝道との交差点につきましては、枝道側の既設で「止まれ」の路面標示がある箇所には、道路ラインと組み合わせた強調表示により注意を促す対策を実施しております。御要望の交差点内カラー塗装につきましては、富士見町自治会様より要望が提出されています「速度落とせ」の路面標示と併せて、今後、自治会の皆様と協議のうえ、平成26年度中に実施してまいります。

なお、注意喚起看板につきましては、設置する場所と文言等について御検討していただき、地域の皆様の御要望に沿った、効果的な注意喚起看板を設置してまいります。

30 松浪2丁目と富士見町の間にある道路(富士見郵便局前の信号から美住町交差点の信号までの約600mのほぼ直線の道路)は、側溝のフタの整備、歩道部分の緑色の表示、中央線の廃止などにより、とても整備されてよくなりました。ありがとうございました。

しかし、ほぼ直線道路であるため、制限速度が30km/hであるにも関わらず50km/h以上のスピードで通り過ぎる事がほとんど、という実情です。両側からの道(交差点になっている)も多く、歩行者用通路の幅も狭いため、自動車は30km/h以下で走行してもらわないと極めて危険です。また、速度が高くなると道路周辺の騒音も増します。そこで次の2点を是非お願いします。

①路面に「速度落とせ！制限速度30km/h」という表記を道路全体の中で数か所をお願いします。(富士見町の他の道路ではこのような表記があります。)

②必要に応じてこの道路に「スピード違反の取締まり」をぜひお願いします。(あるいは、スピードメーターを取り付けて、「速度違反監視中」の表記をだす。)

この道路は昔から交通事故の多い道路ですから、是非よろしくお願い致します。(富士見町自治会)

(担当：安全対策課、道路管理課)

スピード抑制対策として、「速度落とせ」の路面標示につきましては、松浪二丁目自治会様より要望が提出されたカラー舗装と併せて、自治会の皆様と協議のうえ、平成26年度に実施してまいります。

なお、速度制限など交通規制に係る路面標示は市で施工できませんので、本路線の2か所に「制限速度30km 守ってね！(えぼし麻呂のイラスト入り)」の注意喚起看板を8月25日に設置いたしました。

また、スピード違反の取締りににつきましては、8月7日に茅ヶ崎警察署交通課へ情報提供いたしましたところ、パトロールカー走行による警戒等を行うとの回答をいただきました。

3 1 道路の安全対策について（松浪二丁目自治会）

市道1430号線、中丸米穀店先の北側に向かう狭い道路が、平日の朝の通勤、通学時間帯に海側より辻堂駅への送迎の車が多い（図参照）。安全を考えればその先の信号機のある富士見交差点を右折し駅に向かえば道幅も広く安全なのですが、狭い道路をショートカットすることにより時間の短縮になるわけですが、狭い市道をスピードを出して通り抜ける車も多く、一時停止の標識があっても守らない車が多い。又、通勤、通学の自転車、歩行者の多い時間帯です。

対策としては1、徐行標識の設置、2、朝 7時～9時の間、車両を一方通行にして辻堂駅方向に抜ける車両を制限する。

以上の何らかの安全対策をお願いいたします。

（担当：安全対策課）

市道1430号線から、浜竹通りの富士見町交差点を回避して、ショートカットする形で通行する車両の対応につきまして、8月7日に茅ヶ崎警察署交通課で確認をいたしましたところ、徐行標識の設置につきましては難しく、一方通行の規制につきましては、沿線にお住まいの皆様の利便に支障があることも考えられるので、地域の皆様の総意であることが条件であるとの見解です。

市といたしましては、以前、御指摘の道路に「危険 スピード落とせ！」の注意喚起看板を設置した経緯があり、更に対応策を検討していく必要があると認識しておりますので、今後、交通安全対策につきまして、地域の皆様、警察等と連携を深め、検討・対応をしてみたいと考えております。

3 2 汐見台自治会地域の道路を徐行運転地域に要望します。（汐見台自治会）

汐見台自治会地域は、北側は県道30号線（戸塚・茅ヶ崎線）南側は国道134号線、東側は藤沢市との隣接地域です。道路は県道4か所から入り、県道に出る道路です。湘南幼児学園、汐見台キッズステージ（保育園）、汐見台小学校、ソノラスコート茅ヶ崎・汐見台パシフィックステージ（老人ホーム）、藤沢土木事務所汐見台庁舎の公共施設があり、毎日、幼児からお年寄りまでが往き来しています。

また、県立湘南汐見台公園にはスポーツ、散歩、遊戯を楽しむ人々が集まります。

安心・安全の街づくりに、徐行運転地域にしたいので是非、いい知恵を出してください。

（担当：安全対策課、道路管理課）

このことについて、8月1日、自治会長様と安全対策課及び道路管理課職員で現地立会を実施したところでございます。

現地におきまして検討した結果、徐行運転地域にするための方法として、汐見台地域へ入る4路線入口付近に、「やさしい運転お願いします（えぼし麻呂のイラスト入り）」の注意喚起看板を8月25日に設置いたしました。あわせて「速度落とせ」の路面標示の施工を予定しております。

今後も地域の交通安全につきまして、地域の皆様と連携を深め推進してまいりたいと考

えております。

3.3 通学路の車の通行制限（美住町自治会）

小和田公民館前の通学路を松浪小学校登校時間内の通行規制をお願いする。時間帯：7時30分より8時30分まで。

（担当：安全対策課、道路管理課）

このことについて、8月6日、自治会長様と安全対策課職員で現地立会を実施したところでございます。

小和田公民館の東側道路約40メートルと同館北側道路約30メートルが通学路になっていることから、時間帯による車両の通行規制につきまして、7月31日に茅ヶ崎警察署交通課に確認いたしましたところ、通過車両が極めて少ないことから実施が困難であるとの見解です。

現地立会における協議の結果、「通学路 7：30～8：30 車両通行はなるべくご遠慮ください」のお願い看板を設置する案が出されました。

この看板は自治会、学校、市の連名記載により設置するもので、松浪小学校の同意のうえ、8月7日、茅ヶ崎警察署交通課へ看板設置案を報告して了解が得られましたので、新学期の始まる前の8月25日に看板を設置いたしました。

今後も地域の交通安全につきまして、地域の皆様と連携して進めてまいりたいと考えております。

3.4 常盤町交差点が不規則な十字路になっているが、マンションや汐見台小学校が出来て交通事情が大きく変化しているので、正規の十字路交差点に直すべきではないか。海側の車の出入りや歩道の子ども達が危険である。（緑が浜自治会）

（担当：安全対策課）

このことについて、8月1日に自治会長様と安全対策課及び道路管理課職員との現地立会を実施したところでございます。

現地立会の実施により、御要望の主旨は、次の2点であることを確認いたしました。

- 1 御指摘の交差点を、十字路として見た場合、南側からの信号がないので設置すること。
- 2 この南側からの道路を横断する、県道南側の歩道にも歩行者用信号がなく、交差点の信号表示に関係なく、歩行者等が自由に横断していること。そのため、南側からの車両は交差点で一時停止後、信号の表示とは関係なく直進や右左折をする際、また他の3方向からこの南側道路に車両が進入する際に、歩行者等との接触事故のおそれがあること。

このことにつきまして、同日、汐見台小学校に伺い確認いたしましたところ、地域の皆様と同様に、南側からの車両に対する信号機と、その道路を横断する歩行者用信号機の設置を希望しております。

そこで、地域の皆様と学校との連名により、信号機設置に係る要望書を茅ヶ崎警察署に提出されるとのことですので、市といたしましても文書により設置の依頼書を提出するこ

といたします。

今後も地域の交通安全につきまして、地域の皆様と連携を深め進めてまいりたいと考えております。

35 学園通り旧稲葉商店前交差点の安全について（松浪二丁目自治会）

学園通りのうち、JR伍人原踏切から平和学園までの道路は、交通量に比べて道幅が狭くカーブが多いため見通しが悪く、自転車・歩行者にとって極めて危険な道路である。昨年、当集会での質問事項の一つとして挙げられていたが、目に見えて改善されたところは実感されない状況である。

また、以前から危険視されている旧稲葉商店前交差点については、松浪幼稚園に送迎の親子自転車・公民館への行き来の児童や高齢者、また通勤通学の自転車等利用者の特に多い交差点である。この交差点のありかたについて、警察及び市当局と相談する中で、種々安全対策を施していただいた。しかるに抜本的対策には至らず、依然歩行者にとっては危険と背中合わせの状況である。

このような道幅が狭く、見通しのききにくい交差点に、一灯式信号機は最適な安全施設と考える。その考えに立って、「一灯式信号機設置」を要望してきた経緯があるが実現には至らなかった。本交差点の危険性にかんがみ、一灯式信号機設置の再考を願いたい。これを設置できない場合、その明確な理由を改めて伺いたい。

（担当：安全対策課）

御要望の交差点は、今まで、止まれの標識の設置と路面標示、カラー路面舗装、注意喚起看板の設置等により交通安全対策を実施してまいりました。御要望主旨といたしましては、更に「交差点」であることを明確にするための、一灯式信号機の設置であると推察いたします。

茅ヶ崎警察署交通課に8月7日、確認いたしましたところ、一灯式信号機は神奈川県下において、今後、廃止していく方向であるとの見解です。

市といたしましては、今後、地域の皆様と連携を深め、対応策を検討し、交通安全対策を図ってまいりたいと考えております。

36 信号機LED化のお願い（浜竹一丁目自治会）

学童見守りをしている、さくら道「松浪一丁目」の信号が、時間帯による太陽の角度により「青」「赤」の班別が困難な時があります。当然、子ども達にも見えにくいいため、時には見守りの人がいないときもありますから大変危険です。

当信号の横断歩道は、松浪小学校の通学路に指定されている信号であり、特に冬場の下校時刻にあたる午後3時前後は北側の歩行者用信号が最も見えにくい時間帯です。

そのため、早急に太陽光の影響を受けにくいとされるLED信号への取り換えをお願いできればと思います。

（担当：安全対策課）

茅ヶ崎警察署交通課に8月7日、確認いたしましたところ、信号機のLED化につきましては、神奈川県内全域で順次取り替え作業を実施しているとのことです。

37 汐見台小通学路の横断歩道設置要望、その後の進展はどうなっていますか。(常盤町自治会)

平成25年9月27日に茅ヶ崎警察署長あてに2か所2通の要望書を提出いたしました。その後何の連絡もありません、どうなっていますか？

本要望書がどのような扱いをされているのか、どの担当者まで届いているのか、要望書は小学校校長、PTA、自治会、青少年育成推進協議会の連盟で提出されていますが、何の連絡もないまま、すでに10か月過ぎています。何らかの理由で要望が受け入れられないことはありうるでしょうが、返事がないのは理解できません。返事を出すなどのルールはないのでしょうか？

(担当：安全対策課)

7月31日、茅ヶ崎警察署へ問い合わせをいたしましたところ、2か所の横断歩道の設置につきましては、神奈川県公安委員会の意思決定がなされたということです。

現在のところ、施工期日が未定ですので、決定の情報が入り次第、速やかに地域の皆様へお伝えいたします。

38 常盤町クリエイト店西側歩道改修の件 (浜竹三丁目自治会)

現状：歩道高さが車道より高くブロック高さとなっており、車道との段差が有り自転車転落の危険大きく、藤沢駅南側にて転落死亡事故(転落時に車に挽かれて)が有りましたが、その教訓が下水道改修時に生かされていず、残念です。(その後類似事故が川崎市にても発生)

改修・案：ブロックはそのまま使用、歩道の高さを車道高さ程度に下げる。マンホール高さなどを低くする必要がありますが大きな問題・出来ない問題ではないと思います。

なお、コミセンも建設中にて利用者増が見込まれており、是非、改修が必要です。

浜竹通り三丁目においても類似トラブルが起きましたが、幸い車の通行がなく事故になりませんでした、不幸な事故にならないよう、市内においても類似歩道は多数あり、考慮願いたいものです。

(担当：道路管理課)

歩道の形式につきましては、現在の道路構造令の基準では、車道と歩道の路面の高さが5センチメートル程度の段差があるセミフラット形式が標準的な形式となっておりますが、市内の幹線道路の大部分は従前の基準の標準的な形式であった、車道より歩道の路面が20センチメートル高いマウントアップ形式での整備が行われております。

御指摘の転落死亡事故発生の懸念につきましては、特に歩道の幅員が狭い路線について、市内の各所で改善の要望をお聞きしております。歩道の段差解消・再整備につきましては、市内全域での改良の検討が必要であり、今後策定される「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計

画」との整合を図りながら、優先順位を決定していきたいと考えております。

39 茅ヶ崎文化会館のイオン（旧ジャスコ）交差点のスクランブル化（美住町自治会）

文化会館のイオンの交差点は縦・横方向同時歩道が可能になっているか。スクランブル化を要望する。カギ型歩行より、ナナメ型歩行の方がはるかに便利である。

（担当：安全対策課）

御指摘のとおり、飯島歩道橋のある交差点は平成25年11月27日に、歩車分離式信号に変更となりました。これにより車両通行の円滑化と歩行者等の安全な横断が図られたところではあります。

課題といたしましては、多くの歩行者や自転車利用者が斜め横断する状況がございますので、茅ヶ崎地区自治会連合会の皆様を中心となり、茅ヶ崎地区交通安全協会、自転車プラン・アクション22や市と協働で啓発活動を実施し、あわせて茅ヶ崎警察署員による街頭指導を行っているところです。

今回御要望いただきました交差点のスクランブル化につきまして、8月6日、茅ヶ崎警察署交通課に確認をいたしましたところ、交差点内で自転車や歩行者の事故が懸念されるなどの課題があるとの認識であり、今後、関係機関等と精査しながら検討してまいりたいとの見解です。

40 東海道線南側からテラスモール側に自転車通行する場合の要望（浜竹四丁目自治会）

自転車を載せられるエレベーターにしていきたい。高齢化するにつれ、荷物を載せてスロープ利用することが困難になっている為。

要望を取り下げる旨、回答をいただいています。

41 常盤町交差点の歩道橋を緑が浜側にも掛けるように熱望したが、トヨタの土地がなんとかならないと掛けられないとの事であった。最近トヨタの土地が売却されたとの事なので、交渉して歩道橋のスペースを確保して欲しい。（緑が浜自治会）

（担当：広域事業政策課、安全対策課、道路管理課、学務課）

現在の汐見台小前歩道橋は、交通量の多い県道30号（戸塚茅ヶ崎線）の両側4車線の児童横断の危険回避のため、神奈川県において歩道上に設置するスロープのない暫定形として、平成23年3月に供用を開始しました。その後、北側の用地取得が完了し、平成25年度よりスロープのある完成形での整備が神奈川県において進められ、平成26年5月29日に新たな歩道橋として供用開始したところでございます。

御要望にございます歩道橋設置のための緑が浜側への土地の確保につきましては、特に通学する児童の安全面はより確保されるものと考えておりますが、茅ヶ崎警察署からは、仮に歩道橋が設置された場合には、神奈川県警察本部の方針で既存の横断歩道は撤去すると伺っております。

また、神奈川県においては、バリアフリー対応のひとつとして、最近では歩道橋を撤去

していく方針であるとのことですので、歩道橋設置については一考を要するものと考えており、将来的な必要性和交通事情を考慮する中で慎重に検討していかねばならない課題と捉えており、先行投資としての土地の買収は難しいものと考えております。

今後は、常盤町交差点付近の歩行者等の交通実態や事故状況等の把握に努めながら、関係機関や地域の皆様の御意見をいただきながら横断方法のあり方について検討していかねばならないと考えております。

42 県道30号線沿いのマンション群脇の不法駐車が後を絶たないで困っている。2年続けて市民集会で訴えているが一向に改善されない。道路面にゼブラマークと駐停車禁止と書く事は出来ないのか。(緑が浜自治会)

(担当：広域事業政策課、安全対策課)

御指摘の場所のゼブラマーク及び駐停車禁止の路面標示につきまして、8月7日、道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所にゼブラゾーンの設置について要望し、設置については茅ヶ崎警察署との協議が必要となりますとの回答を神奈川県よりいただいております。

また、同日、交通管理者である神奈川県警察本部(茅ヶ崎警察署)には路面標示の実施についての検討をお願いし、あわせて取締りの強化を依頼いたしました。

市といたしましては、8月6日に現場確認を行い、「駐停車はおやめください」の注意喚起看板を8月25日、3か所に追加設置いたしました。

43 コミバス松浪・小和田病院線の運行改善要望(浜竹一丁目自治会)

1. まず当該路線は昨年春より辻堂駅西口への延伸をして頂きましたが乗客増になっているのでしょうか?
2. 現在は1日6本と少ない。昼間の時間帯(10~12時、13~14時)もないし、特に夕方の終わりが早すぎる。
3. また辻堂駅からの乗客がほとんどない。これには現在の辻堂駅前停留所が降車の利便のみで乗車については考えられていない。
4. 運賃が路線バスに比べても高く、全線同一運賃である。

改善要望は次の通りです。

1. 運行本数を増やして欲しい。当初の12本に戻して欲しい。
2. 辻堂駅前停留所をステラ湘南ビルをはさんで線路側に移して1分程度の客待ち停車をする。また同時に西口袴線橋下に時刻表を掲示してほしい。
3. 運賃を見直して他路線で実施している、駅までの場合100~150円にしてほしい。運賃については、スイカ、パスモなどが使えるシステムの導入で乗車距離による料金体系にしてほしい。ただし、巡回運行のため上限200円にしなければならないが・・・。

本路線は市の老人福祉政策に一環として企画、運行されて10数年となっているが未だに乗客が増えず、収入的にも他路線の足を引っ張る状態が続いており、今年の辻堂駅西口

乗り入れも大きな変化をもたらしていない。辻堂駅北口にテラスモールが出来て周辺道路が混雑してますます高齢者は動きにくくなっている。乗客ゼロで走っているコミバスを見るにつけ一層の利用促進努力をお願いしたい。

また、未だに住民の認知度も低く、画期的なPRの一環として一世帯に一枚の無料パスを出して利便性をPRするなどの努力も必要なのではないか。

(担当：都市政策課)

運行本数につきましては、現行の車両台数の中では、増発をするためには他の路線への影響を考慮する必要がございます。今後、増車を含め、ダイヤ改正など、利用者の皆様のニーズに即した運行体系とできるよう、工夫、改善に努めてまいります。

また、客待ち停車につきましては、バス利用者や歩行者の安全を確保できるスペースの確保が課題となっておりますので、適地について、引き続き検討してまいります。なお、西口跨線橋下の時刻表につきましては、藤沢市の用地になっておりますので、設置について調整をしております。

更に、運賃の見直しにつきましては、今後、ICカードによる運賃收受の導入と併せて、どのような運賃体系が相応しいのかをコミュニティバス全体を視野に入れながら検討してまいります。なお、コミュニティバスのPRにつきましては、御提案の趣旨に沿えるような方策を検討してまいります。

4.4 下水路の整備について（松浪二丁目自治会）

松浪一丁目から二丁目にかけて通じる下水路にはフェンスが整備され、定期的な除草など安全面で配慮していただいている。しかし、季節によっては、蚊や羽虫、また、カエルや蛇、またハクビシン等出現し、悪臭も発生するなど、近隣の住民にとっては環境面で好ましくない状況が生じている。浜竹雨水幹線の工事により大雨時の氾濫は改善されたかと思うが、その不安も完全に払しょくされたとは言えない。

下水が公共下水道に直結したこともあり、この下水路を暗渠化し、歩行者用通路とする方向で取り組んでほしい。周辺住民の合意が必要だが、通路にすることにより、利便性の向上と災害時の避難路として住民の安全確保につながると考える。市当局として中期的施策の一つに位置づけ、住民の意向を尊重しながら前向きに取り組んで欲しい。

(担当：下水道河川建設課)

浜竹通りより西側を北から南へ流れる下水路につきましては、現在、浜竹通りで工事を進めております浜竹雨水幹線が、オートボックス付近まで完成すると当該下水路の水量が軽減されます。現在、平成28年度の完成を目指し雨水幹線の整備を進めており、上流部からの流れを切り替え、当該下水路の水量が軽減された後に、周辺住民の皆様や地元自治会の皆様と下水路上部の利用方法について調整を図ってまいります。しかしながら、市内では浸水が発生する箇所があることから、他の施策とともに中期的施策の一つに位置づけ、取り組んでまいります。

4 5 機能を発揮させる為の保守管理の基準について（美住町自治会）

雨水対策で道路の改修に関心はあるようだが、一度作った側道の排水溝は何年の基準でメンテナンスをしているのか。

桜道の排水溝の汚泥清掃は前回は何年何月に実行しましたか。

（担当：道路管理課）

道路側溝の清掃作業実施の周期につきましては、特に基準を設けておりません。道路の雨水桝や道路側溝等の清掃作業につきましては、雨天や台風等の大雨時に市職員が市内を4地区に分割してパトロールを行っております。その際に排水不良箇所を発見した場合、原因調査を行い清掃作業等を実施しております。また、市内には道路冠水のために通行止めの規制を掛ける箇所がありますので、そのような冠水の履歴がある箇所につきましては、梅雨前や台風シーズン前に現地調査を行い、浚渫による清掃作業を実施しております。

桜道の美住町地区の浚渫作業につきましては、平成17年度に道路の再整備に併せて道路側溝の改修を実施しており、その際に浚渫作業を実施していますが、その後の清掃作業につきましては、ひばりが丘の信号機付きの交差点より東側の約100メートルの区間について、平成20年5月に業者へ委託を出して清掃作業を実施しております。

今回、美住町地内の現地調査を実施したところ側溝内には厚さ約15センチメートルの土砂が堆積していることを確認しましたので、他の地区の調査を含め、今後、浚渫作業を順次実施してまいります。

また、我々のパトロールでは気が付かないところが多くあると思います。管理の行き届かない点につきましては、自治会様及び市民の皆様から情報を頂いた中で早急な対応を実施してまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

4 6 地域内冠水対策（下水道の改修計画）の進捗および今後のプランをお聞きしたい。

（浜竹四丁目自治会）

①埋設雨水管の改修工事プラン②路面の高低差調整により冠水緩和
要望を取り下げる旨、回答をいただいております。

4 7 空き家対策について（松浪二丁目自治会）

近年、一人暮らしの高齢者が施設に入所したり亡くなったりして、その住宅が空き家となるケースが増えている。その中で、所有者が遠方に居住していたり、事情があるなどして管理できない住宅では、環境・防犯・防災等の面で大きな不安を近隣住民に及ぼしている。とりわけその住宅の所有者や連絡先が特定できない場合、近隣の方々の不安等は大きい。空き家の所有者に対し、市として適切な指導と対処をお願いしたい。

*昨年、近隣住民の依頼を受け、自治会として市へ対処を要請したが対応に時間がかかり、住民の不安感が解消されないケースがあった。市は、対応の経過等の説明を自治会等へ適宜してほしい。なお、空き家の所有者に対し、土地・建物の安全管理に責任を持つことをしっかりと認識させ、強い態度で臨んでほしい。

*要請に応じない場合、何らかの強い措置は取れないか。

(担当：安全対策課、環境保全課、都市政策課、建築指導課、指導課)

空き家の適正な管理については、建築基準法、茅ヶ崎市火災予防条例、茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例に基づき、管理不全な空き家の所有者又は管理者に対して、関係課が情報共有シートで状況を共有しながら、建物部材の落下防止、家屋への侵入防止、可燃物の除去、樹木の剪定や除草などについて必要な措置を講ずるよう指導しております。しかしながら、個人が所有する敷地であることから、その管理については所有者に対して改善を促すほかに、所有者側の様々な事情により、皆様が御満足いただける改善にまで及ばないケースもあるのが実情です。

本市における空き家対策につきましては、都市政策課が平成26年3月に策定しました「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」の中で「空き家の適正管理」と「空き家活用方策の検討」を位置付けており、平成26年度は交通の便が悪い市街化区域の縁辺部について、空き家の現況調査を行う予定です。この調査結果などに基づき、本市の空き家についての検証を行い、課題について整理を実施してまいります。

また、国の動向として「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により次期国会へ提出される動きがあります。概要としては、自治体に対する所有者の調査、敷地への立ち入り、指導・助言、勧告、命令、代執行などの権限の付与、及び、自治体の空き家対策への費用補助や地方交付税制度の拡充、税制上の措置などについて整備を行うものとされています。

空き家条例などについては、国の動向を注視しつつ、平成26年度より実施される調査や検証に基づいて計画される茅ヶ崎市の具体的な住宅政策の方向性を見据えながら、活用施策や適正管理に必要な内容について検討してまいります。

改善が進まないケースなどについては、市関連部局で連携して引き続き所有者への指導を継続しつつ、自治会に対しても情報提供させていただき、状況の改善に努めてまいります。

また、すでに御相談いただいている案件につきましても、定期的に所有者の対応状況を確認するとともに、適宜自治会に情報提供させていただきます。

48 空き地に関するお願い（浜竹一丁目自治会）

隣の空き地（浜竹1-11-41）はほぼ四方が住宅に囲まれています。空き地内の木々が隣接住宅の2階部分に届くほど大きく成長しています。また、タイヤ、分別されていないペットボトルのゴミなども長らく放置されたままになっています。

ご近所の方が、土地所有者に連絡、働きかけてくださり、時折草刈りは業者(?)により行われることもありますが、木々の剪定やゴミの処理についてはなかなか取り組んでいただくことが出来ません。

近隣の方は皆さんずっと気にかけていらっしゃると思いますが、これといった対応策が見つからず進展していないので、良い解決方法についてお教えいただければ助かります。よろし

くお願い致します。

(担当：環境保全課)

空き地の適正管理につきましては、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」等に基づき、市において現地調査を行い、文書等により土地所有者に対して適正管理の指導をしております。

浜竹1-11-41の空き地につきましては、現地調査を行い、樹木の繁茂を確認いたしました。また、土地所有者の調査を行い、情報の把握までは完了しております(8月15日現在)。

今後につきましては、空き地の木々の剪定等、適正な管理をするよう土地所有者に対しまして早急に指導を行ってまいります。

49 防災無線—不審者情報の放送について(浜竹一丁目自治会)

このところ不審者の出没が相次いでいるが、この不審者情報は学校から保護者に送られるのみで、保護者以外の地域の人たちは全く知らない状態です。地域の子供達を見守るうえで地域の多くの人たちに不審者情報を知ってもらう必要があります。防災無線で流すことで、不審者に対しても抑止効果にもなります。そのため、不審者出没の如何にかかわらず下校時にあわせて定期的に子供達に呼びかける放送が出来ないものでしょうか。学童には学校側の指導がよくされていますが、不審者への牽制、抑止の効果があると思います。

学童見守り隊には、緊急時(大雨警報による臨時休校など)の連絡メールによって不審者情報が送られてきます。また、下記のように警察にも連絡済みになっています。ただ、学校、保護者、警察はそれぞれ不審者情報を把握していますが、現在は個々に情報として持っているだけで対策は取られていないように思います。市として市民の安全を守るうえで連携した対策を考えていただければと思います。

因みに、浜一自治会では不審者情報を緊急回覧、と同時に浜一防犯パトロール隊、学童見守り隊の有志が、下校時に合わせて町内を巡回するようにしました。

<松浪小学校からの連絡メールによる不審者情報>

●《4月30日(水)》 下校途中の本校1年男子が、美住町の日比商店付近で30代~40代くらいの男性から、「お菓子をあげるからおいで」と、声をかけられる事案が発生しました。知らんふりをして歩いていくとついてきたので、防犯ブザーを鳴らしたところ、男性は行ってしまったということです。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。

●《6月26日(木)》 16時頃、浜竹のシャトレゼ付近で、本校女兒が黒いヘルメットをかぶり黒いバイクに乗った30代くらいの男性に後をつけられ、声をかけられるという事案が発生しました。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。

●《6月30日(月)》 15時20分頃、ひばりが丘2丁目付近の住宅街で、本校女兒がバイクに乗った外国人の男性に声をかけられ、ショートパンツの裾に触れられるという事案が発生しました。バイクは児童の隣を少しの間、並走したそうです。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。

●《7月3日(木)》 16時頃、浜竹1丁目の千葉ハイツ脇の路上で、一人で下校中の本校高学年の女兒が、自転車に乗った男に胸をつかまれるという事案が発生しました。男は30代と思われ、白いTシャツ、髪はスポーツ刈りで毛を少し立てています。女兒がすぐに防犯ブザーを鳴らしたところ、男は辻堂方面へ自転車で逃走しました。警察には連絡済みです。十分ご注意ください。

(担当：防災対策課、安全対策課、学校教育指導課)

現在、市では警察からの振り込め詐欺等の犯罪の情報提供依頼を受けた場合、市民の皆様が犯罪に巻き込まれないよう防災行政用無線を使い、放送を行っております。

防災行政用無線による不特定多数への情報提供は、緊急性、被害者のプライバシー保護への配慮、警察の捜査への支障などを考慮にいれながら、既に発生した犯罪の被害の拡大防止のため必要と判断したものに限り行っております。

茅ヶ崎警察署は、「見慣れない人がうろついている」「怪しそうな人が立っている」という状況だけでは、防災行政用無線での情報提供は難しいとの見解です。不審者等を見かけた場合は、警察に通報して下さるようお願いいたします。

なお、警察から得た情報につきましては、情報の内容に応じて、学校警察連絡協議会専用の緊急連絡網を活用し、緊急時の連絡メールを保護者及び地域の協力者に配信したり、通学路の安全を確認しながら児童・生徒の登下校の見守り活動を行ったりするなどの対応を行っております。

また、神奈川県警察には「ピーガルくん 子ども安全メール」という、子どもを犯罪から守るための情報をメールで携帯電話等に知らせるサービスがありますので、御活用をお勧めいたします。詳細につきましては、神奈川県警察のホームページで御確認願います。

50 資源物ステーションの増設について(松浪二丁目自治会)

収集資源物の内、ビン・缶・ペットボトルについては、住民の集積時と、収集車による回収時の騒音のために苦情等が絶えない。また、近年カラス等による被害も多く、集積所近辺の住人の騒音被害や精神的負担は大きい。

騒音等を少しでも減らすためには、集積所を分散することにより量を減らすことが有効と考える。しかし、市では30世帯を1集積所の基準単位としているとのこと。収集作業員の労力・効率等考えると集積所が増えることは好ましくないと思うが、家にいる病人や高齢者等のことを考慮し、地域から要望があった時は、可燃物集積所単位での集積を基本に認定してほしいと強く要望します。

なお、回収時の騒音を減らすために、ビンの回収容器を、例えば丈の短いネットなどにして、そのまま車に積み込める方式にするなど検討されて欲しいと要望します。

(担当：環境事業センター)

現在、茅ヶ崎市内には「燃やせるごみ」の集積場所が約8,300か所、「資源物」の集積場所が約3,300か所設置されております。「燃やせるごみ」につきましては集積場所1か所につき1台の車両が収集を行っておりますが、びん・かん・ペットボトルは品目ご

とに合計3台の車両で収集を行うなど「資源物」は、品目により複数台の車両が収集を行っております。

資源物と燃やせるごみの集積場所の設置基準を統一すると、将来的に複数台の車両が約8,000か所の集積場所を収集することになります。また、ネット容器の丈を短くすると容量が少なくなることから、現在配布しているネット容器の1.5倍から2倍の個数を配付する必要があります。結果として、収集に係る人員及び車両台数の増加、保管場所のスペースの確保やネット容器の追加購入等により、資源物の収集・運搬に係る経費が現行の倍以上となる見込みです。

かん・ペットボトルは専用のネット容器から塵芥収集車（パッカー車）に積み込んでおり、びんは専用のコンテナごとトラック（平ボディ車）で収集をしております。収集時の騒音につきましては、この積み込みの音やコンテナからコンテナへ内容物の移し替えなどを行う際の音が原因かと思われます。これは、収集効率や運搬時の騒音・飛散等防止などの観点を考慮し、一度になるべく多くのびん・かん・ペットボトルを安全に収集・運搬するための方法となっております。

このことから、現状では設置基準の統一や回収体制の変更は予定しておりませんが、環境事業センターでは、集積場所に関わる課題等がある場合は30世帯に満たない場合でも新設や分散、移動等の御要望に柔軟に対応をしております。個別の案件につきましては別途、環境事業センターまで御相談いただくようお願い申し上げます。

なお、排出時の騒音につきましては以前より多くの御意見をいただいております。環境事業センターでは「平成26年度ごみと資源物の分け方出し方」に、ネット容器・コンテナに入れる際に静かに排出するよう注意文を記載するとともに、看板や回覧板を利用したごみ集積場所や地域での周知、啓発活動を行っております。今後につきましても排出時の騒音防止のためより一層取り組みを強化してまいります。

5.1 野良猫対策—TNR活動—への補助金制度の拡充について（松浪二丁目自治会）

「野良猫が増え、糞や尿の被害で困っている。」という訴えや苦情がたびたび自治会に寄せられてきた。このたび、当町内の一地区が市の指導のもと、自治会も立ち会って、TNR活動に主体的に取り組んだ。専門ボランティアの活動で、親猫3匹、子猫3匹が捕獲、親猫は避妊去勢手術を施され元の場所に放された。子猫はワクチン接種・回虫駆除等がなされ、里親募集中である。この子猫は、町内の地域ボランティアが預かっているが、里親が見つからないことが大きな悩みである。また、ワクチン接種・回虫駆除・血液検査などに子猫1匹当たり1万4、5千円かかり、この費用は現在この地域ボランティアが立て替え負担している。

野良猫をこれ以上増やすことなく、良好な環境を保つ上で、TNR活動そのものは素晴らしい活動であるが、専門ボランティアは勿論、地域ボランティアに過大な負担が生じていることは大きな問題である。この活動を継続発展させるためには、行政として経済的な支援をもっと手厚くする必要がある。まずは、子猫のワクチン接種等の費用負担も公費で

実現させて欲しいと考える。

(担当：環境保全課)

本市には飼い主のいない猫（以下「野良猫」）に関する苦情、相談が多数寄せられています。野良猫が地域に棲み着いている理由といたしまして、地域の中に給餌者がいる場合が大半です。野良猫に餌を与えることは、法律に抵触する行為ではありませんが、無責任に餌だけ与えていると野良猫は増加し、結果として周辺にふん尿被害等が発生してしまいます。給餌をするのであれば、給餌者個人の責任として、不妊去勢手術の実施、トイレの設置、周辺の清掃などを行っていただき、周辺住民に配慮することが大原則であると考えております。

そうした中で、本市では、野良猫対策として、平成24年度より野良猫の増加の抑制及びふん尿等による被害の軽減を目的とする活動として、市内にモデル地区を指定して「地域猫活動モデル事業」を実施しております。また、平成26年度は野良猫の増加による生活環境被害などの課題について、生活環境被害及び猫の殺処分数を減少させることを目的に、市民活動団体と連携し、行政提案型協働推進事業として「飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正管理啓発事業」を実施しているところです。

ワクチン接種等の公費負担についての御要望ですが、野良猫に対して抱く地域住民の感情は千差万別かとは思いますが、野良猫対策における費用負担については地域住民の合意形成を図っていただいたうえで、地域の中での助成制度の創設等を御検討いただきたいと思いますと考えております。

5.2 カラスを駆除できる条例の制定（美住町自治会）

全市民や行政が対応に苦慮しているカラス対策として、何らかの形で駆除できる条例の制定をお願いします。現行の法律での対応が難しいと言っても、住民達が凄く困っている問題を解決しようとするスタンスで市が臨めば、全国で例がないと言っても可能であると思います。誠意ある回答を期待しています。

(担当：環境保全課、環境事業センター)

カラスを駆除できる条例の制定の御意見をいただきましたが、カラスは野生動物として、鳥獣保護法の規程により原則として捕獲、駆除は禁止されていることから、条例の制定は難しいと考えています。

カラスに関わる問題の根本の原因は、エサとなる生ごみが増えたためと言われています。カラスの数を減らすには、カラスのエサ場とならないよう、ごみの集積場所を管理することが重要です。例えばカラスを捕獲できたとしても、エサとなるごみが多ければほかの地域から別のカラスが集まってしまい、根本的な解決にはなりません。

また、カラスの行動範囲は広く、茅ヶ崎市単独での捕獲は効果が少なく、広域的な対策が必要であると思われます。

市内におけるカラス対策につきましては、ネットボックスやストッカー、または防鳥用ネットなどを利用し、カラスが物理的にごみに触れないようにする方法や、食品残渣など

エサとなるものを見えないように、または臭いが出ないように排出する方法、集積場所にカラスが警戒するものを置き、近寄らないようにする方法など、自治会を始め地域住民の皆様の工夫や協力により対応をしていただいております。市としましても、カラス対策については環境指導員地区会議等の場において議題として取り上げ、積極的な情報提供を行い、地域と連携した取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、前述の有効な手段を講じても、ごみにネットをかぶせない、ボックスの中に入れないなど、一部の利用者の方のごみの出し方により、カラスによる被害を受けてしまう集積場所もあります。

市としては、このような現状から、カラス被害対策用品の紹介だけでなく、その利用方法や排出ルールなどについても周知徹底を図る必要があることから、平成25年度から市ホームページに「カラス対策コーナー」を設けるとともに「ごみ通信」を利用した周知を行いました。また、平成26年度は市より発行しております「平成26年度ごみの分け方・出し方」にカラス対策の手法などを新たに記載しております。

今後につきましても、新たな対策手段や新商品の情報など、市民の皆様へ積極的かつ有効な情報提供ができるよう努め、ごみ出しルールの徹底につきましても市民の皆様にご協力をお願いするなど、カラス対策に取り組んでまいります。

53 街中を大音響でまわる営業車のことを警察に伺ったら、その度注意には来るが、これ位の音量迄という事は法令が決まっていないのでダメとの事で頭の痛くない迷惑音量の規定を作ってください。あれはかえって自分の商売にマイナスです。(美住町自治会)
(担当：環境保全課)

拡声機を使用した宣伝放送に対しては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で使用方法、使用時間、音量などの遵守事項が定められております。

拡声機を使用した宣伝放送による騒音でお困りの場合は、その行為者に対して、注意・指導を行いますので、茅ヶ崎市環境保全課環境保全担当まで御連絡ください。

54 新たな公園の設置について(浜竹一丁目自治会)

松浪地区の中でも浜一・浜二エリアには公園が1か所もない。公園は防災上からみても一時的な避難場所になる。また、子供達の安全な遊び場所、若い子連れのお母さん方が集まれる場所としてコミュニケーションの場になる。現在、空き地、畑に家がどんどん建てられて公園をつくる余地がなくなりつつあります。市としては、防災上から、それに緑化運動、子育て支援の面から新たな公園を設置する考えはあるのでしょうか。

(担当：公園緑地課)

御指摘をいただきましたように、市民一人当たり都市公園面積が少ない中において、公園は災害時の一時避難場所あるいは地域の交流の場として拡充が必要であることは認識しております。市としましても特に公園の空白地域となっている箇所を重点に拡充を図ってまいりたいと考えております。

公園を設置するためには新たに用地を確保する必要がありますが、現状におきましては、用地を購入して新たに公園を設置することが非常に困難な状況から、借地による公園の設置の拡充に向けて取り組みを進めております。

当該地域におきましても、地図情報等を基に未利用地を選定し、地元自治会の皆様とも調整をさせていただきながら、地権者への働き掛けを積極的に行い、用地を確保してまいりたいと考えております。

5 5 地域内緑地（保存林）の整備による環境改善について（浜竹四丁目自治会）

①地域の環境維持に重要な役割を担っている：自然環境の充実と学童たちの遊び場に適する。

②現在の保存林では地権者による整備が行届かず危険性が高い。

③市が地権者から公園地として借り上げることで緑地の整備と安全確保を図る。

（担当：景観みどり課、公園緑地課）

本市では、市街地のみどりを保全する取り組みとして、民有地内にある良好な樹林や樹木については、市が保存樹林、保存樹木として指定させていただき、所有者の方に保全管理の費用を助成させていただいております。

御指摘のとおり、一部の樹林所有者の高齢化や、市外に在住しているという面から、十分な樹林地の管理を行うことが困難であるという問題も抱えております。

現在、本市では屋敷林を除く樹林地の所有者に対し、市が樹林地を所有者から借地して公園、緑地等として整備することを、公園の空白地域を中心に検討しております。

市民公開の借地公園、緑地等として整備することで、市の定期的な管理が可能となり、市民の方々が集まりレクリエーション機能を果たす緑地とすることを目的としています。

借地形式の公園等の整備に関しては、自治会からの要望、該当地周辺の地域の皆様の御理解が不可欠であり、地権者の意思確認も重要となってまいります。

また、敷地についても境界などの必要な調査を行い、最終的に本市として公園整備の適否について検討してまいりたいと考えております。

5 6 茅ヶ崎市が保有している土地（普通財産と行政財産）で近い将来（例えば3年以内）まで使用をしない土地があれば、まず土地の有無情報の公開とその後貸し出しができませんか。（ひばりが丘自治会）

各種団体ではそれらの土地を利用できると思います。利用例として、自治会用の防災倉庫、地域住民のごみ又は資源物の集積場、高齢者等が利用するベンチなどです。茅ヶ崎市が貸し出す場合には、貸し出し期間等の条件を規定し契約すればよいと思います。

本要望は、平成24年度に市民集会で同様の質問をしました。再質問です。

（担当：用地管財課）

市が所有している土地には、市役所や道路の敷地のように、公用・公共用の使用目的が定められた行政財産と、行政財産以外のものとしての普通財産がございます。

普通財産については、市有財産規則の規定に適合した場合、貸付が可能となることから、従前より、市内の自治会からの貸付に関する御相談には、土地の有無を含め応じております。御申請については、使用目的等を慎重に勘案したうえで、貸付の許可を行っている状況でございます。

また、貸付にあたり、公益上の必要性が認められる場合には、御使用にあたっての貸付料を減免しております。

今後は、短期的に使用が可能な普通財産について、ホームページでの公開を行ってまいります。

57 小児医療の助成を拡大してほしい。藤沢市に比べると幼稚園の補助金、3人乗り電動自転車の補助金など、子育て世代への補助が薄い。現状のままでは、藤沢市に引越しを考える方も多いと思います。(松浪二丁目自治会)

(担当：子育て支援課)

茅ヶ崎市では、0歳児から小学2年生までの通院と、中学3年生までの入院に係る医療費の助成を行っており、4歳児からは所得制限を設けて実施しております。

通院の対象年齢の拡充については、子どもに関連した様々な事業を総合的に検討し、平成25年10月1日より、小学校就学前から小学校2年生まで拡大しております。

就学前の児童の医療費については神奈川県が一部負担していますが、就学後の児童の場合は全額を茅ヶ崎市が助成することとなります。平成25年に、小学2年生まで拡大し、平成26年度は、約1億2千万円を拡大分として予算計上しております。

助成対象を拡大することにより、大幅な歳出増が予測され、恒久的にその支出が続くこととなります。限られた財源の中で、公でしか取り組みができない様々な事業を行っているほか、保育園の待機児童対策など、緊急的に対応しなければならない事業もあるため、現時点のさらなる年齢拡大については難しいと考えております。

また、医療費助成を含めた子育て世代への補助については、どの市町村においても同一の水準で受けられることが望ましいことから、神奈川県や国に対して補助制度の創設や所得制限の撤廃などを、今後も継続的に要望してまいります。

58 子育て世代が感じる近郊都市との比較(浜竹一丁目自治会)

高齢少子化社会を迎えて、特に少子化に対する政策が自治体によって異なるため、若い世代の夫婦が新しく住まいを探す場合、自治体の子育て支援への取り組みによって子供を育てやすい自治体へ移住するようになっている。これは子育ての問題だけでなく人口の流出にもつながってくるため(これは高齢者にも同じことがいえる)、子育て支援への取り組みが重要になっている。

茅ヶ崎市も「子ども・子育て支援新制度」を27年4月からスタートする予定にあるが、まずは現状の子育て支援について近郊都市との比較でどうなっているか。

○保育所の待機児童数は、全国で神奈川県は常にベスト10に入っているが、横浜市のよ

うに待機児童がゼロになるなど（25年度川崎市438人、藤沢市277人、茅ヶ崎市174人）、茅ヶ崎市も減少しているが、どのような対策を取っているのか。

（担当：保育課）

平成26年度の本市の待機児童数は140人となり、平成25年度より34人減少したものの依然として多く、待機児童解消は緊急の課題と認識しております。待機児童解消のため、本市では保育所の新設等を行っており、平成26年4月に2園新設・定員120人増、8月に1園新設・定員90人増を行いました。更に平成27年4月までに3園新設・1園建替により204人の定員増を行う予定です。今後も保育所の新設を行うとともに、「子ども・子育て支援新制度」で新たに認可事業となる3歳未満対象で定員6人以上19人以下の小規模保育事業など、多様な手法について検討してまいります。

○「子育て世帯臨時特例給付金」については、国（厚生労働省）によって定められているが（一人につき1万円）、自治体によっては少子化対策として、大阪府池田市では第3子出産2万円、第4子20万円、第5子以上は一人につき30万円が支給されている。少子化対策として茅ヶ崎市はどのような政策をとっているか。

（担当：子育て支援課）

現在のところ本市においては、国民健康保険の加入者が出産したときに、出生児1人につき42万円を世帯主に支給している出産育児一時金（国の制度）以外に、出生児に対して支給する制度はありませんが、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めており、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費の一部を助成しております。

また、平成26年度からは、流産などを繰り返し、お子さんを持つことが困難な不育症についても、治療費の一部助成を行う不育症治療費助成事業を実施しております。

○医療費補助制度については、茅ヶ崎市は0歳児から4歳未満は入院・通院とも所得制限なし、4歳以上から小学2年生まで所得制限あり、小学2年生から中学卒業までは入院のみで所得制限ありで補助を受けられる。お隣の藤沢市は0歳児から小学校6年生までは入院・通院とも所得制限なしで補助を受けられるが、他の市町村の医療費補助制度はどうなっているのか。

（担当：子育て支援課）

神奈川県内33市町村の8月1日時点の状況として、通院・入院の両方に所得制限を設定しているのは19市町、入院のみ所得制限を設定しているのは5市町、通院・入院どちらにも所得制限をしていないのは9市町村となっております。

通院の医療費の補助の対象については、中学3年生までが9市町村、小学6年生までが10市町、小学4年生までが3市、小学3年生までが5市、小学2年生までが1市、小学1年生までが2市、就学前までが3町となっております。

また、入院の医療費の補助の対象は、神奈川県内の全市町村が中学3年生までとなって

おります。

○妊婦健診については、各市町村ともチケットを発行しているが、茅ヶ崎市は12,000円×1枚、3,000円×13枚で総額51,000円になるが、藤沢市は総額75,000円のチケットが発行されている。若い世代にとっては、この格差にも影響を受ける。
(こども育成相談課)

御指摘のとおり茅ヶ崎市では、14回の補助券を交付しております。平成25年度に1回目の助成額を10,000円から12,000円に増額し、2回目から14回目の各3,000円の助成額と合わせ、総額51,000円の助成を行っているところです。

藤沢市では、総額75,000円の助成を行っており、県内各市町村において助成額は様々な状況です。

限られた財源の中で、保育園の待機児童対策等、本市にとって早急に対応しなくてはならない事業もあり、現時点での助成額の増額は難しいものと考えております。

今後も、市民の方が安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、早期受診と定期的受診を目的とする本事業の周知を図りながら、取り組みを進めてまいります。

○子育て支援の要になる「学童保育施設」の数は、茅ヶ崎市25施設、藤沢市45施設。人口数・構成によって施設数は異なってくるが、子育てに対する自治体の意識、姿勢が窺われる。

(担当：保育課)

本市では、各小学校区に1施設以上の公設の児童クラブを開設し、市内全域のどこのクラブを御利用いただいても、同一料金で、同一の質を提供することを目指して、全クラブを一括して管理運営する指定管理者を選定し、児童クラブの運営を行っているところでございます。

本市の児童クラブの利用者数は、平成26年5月1日現在で1,274名です。これは、本市における全児童数の約9.7%ですが、年々、低学年児童の利用希望者数が増加傾向にあり、高学年児童は一時的に待機していただかなければならない状況も増えてまいりました。そこで平成26年度は、高学年児童の長期休暇対策として、サマースクールを開設し、夏休み期間中の児童の生活や遊び、また、宿題のサポートを行いました。

今後も保護者の意見を聴きながら、本市に相応しい児童クラブ運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、藤沢市の児童クラブとの比較ですが、茅ヶ崎市の平成26年5月1日現在の小学校在籍児童数は、13,159人、児童クラブ数は27施設、小学生487.4人に1施設の開設となっております。一方、藤沢市の小学校在籍児童数は、23,051人、児童クラブ数は45施設、小学生512.2人に1施設の開設という状況となっております。

○各市町村によって子育て支援に対する取り組み度合いに差が出ているが、茅ヶ崎市も新

たにスタートする「子育て支援新制度」に他の市町村との格差を、数的格差だけでなく質的格差をどう是正するのか、そしてその将来ビジョンをどう策定するのか、お聞かせいただきたい。

(担当：保育課)

平成27年4月から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援について、量の拡大だけでなく質の改善も目的としております。その具体的な取り組みとして、今後5年間を計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月までに策定することとなっており、現在、その内容を検討中です。平成25年11月に市内の子育て世帯7,500世帯を対象に実施したアンケート調査の結果も踏まえながら、子育て支援施策の取り組みや将来ビジョンを計画で示してまいりたいと考えております。

59 少子高齢化が進む松浪地区、自治会を存続するための後継者がなかなかいない中、自治会の負担を軽くして参加しやすいものにしていってはどうかと思う。市の方では、自治会も含め、高齢化対策にはどのような方向性でいこうとしているのか知りたい。(松浪二丁目自治会)

(担当：市民自治推進課、高齢福祉介護課)

現在の茅ヶ崎市の自治会の状況といたしましては、平成26年5月1日時点において加入率は79.44パーセントであり、住民同士の共助の組織として、助け合いや親睦のための活動が活発に行われています。一方で、昔と比べ、向こう三軒両隣といったお互いの顔の見える関係が当たり前であった時代から状況が変化しており、これまでと同じような形で地域住民が地域に関わり、地域づくりに携わっていくことは難しくなりつつある局面を迎えていると認識しております。

そうした中で、地域で活動している団体や個人が一体となって地域全体で地域の課題について考えていく、「地域コミュニティ事業」が平成24年度より始まり、地区の代表性を持つ組織として「(仮称)まちぢから協議会」の設立を自治会連合会単位で進めることとなり、現在、12地区中、浜須賀地区、松浪地区、湘南地区、小出地区、松林地区、南湖地区、小和田地区の7地区をモデル地区として取り組みが進められています。

松浪地区においては、平成25年5月31日に松浪地区まちぢから協議会が発足し、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、PTA、青少年育成推進協議会などの団体を構成員とし、活動が進められています。まちぢから協議会には課題ごとに専門的に協議を行う部会を設けており、地区住民全員が当事者となり多様な主体が参画できる仕組みとするため、部会は参画の意思がある方であれば誰でも参画できる会議体としております。部会には、御自分の能力を活かし地域のために何か活動を起こしたいという思いはあっても、これまで、地域との関わりを持つ機会があまりなく、活動の場を持てなかったという方にも積極的に参画していただきたいと思っております。部会での活動がきっかけとなり、より多くの方が自治会等の地域活動に気軽に参加するようになり、地域の新たな

担い手の増加に結びついていくと考えております。地域の新たな担い手が増えることにより、徐々に、自治会や地域の様々な団体の役員の方などが負う、活動する上での日常的な負担がこれまでよりも軽減され、自治会や地域の様々な団体の活動のさらなる拡充に繋がっていくと考えております。

更に、年齢を重ねても生きがいを持って元気に生活できる高齢者を増やし、意欲と能力のある高齢者には地域において活躍していただくことのできるしくみづくりが必要であると考えております。また、介護認定を受けている方にとっては、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けながら生活を送ることができる体制の整備にも取り組む必要があります。高齢化が更に進展する状況においては、このように様々な視点での施策展開が必要となります。ことに、地域における見守り・支え合い体制については今後非常に重要となるため、高齢者が抱える様々な課題やニーズを捉え、地域の皆様や事業者等の関係者と連携をとりながら取り組みを進めてまいります。

なお、平成25年10月から有識者の方々の御協力をいただきながら豊かな長寿社会に向けたまちづくりについて総合的な検討を行い、高齢者が生きがいをもって活躍できる仕組みや健やかな生活を営み続けることができる仕組みについては、その中でも議論を進めてまいりました。今後は、市民の皆様の御意見も伺いながら、年内には事業の方向性を定め、早期の事業展開に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

60 介護保険の介護予防が、総合事業へ移行すると聞いているが、茅ヶ崎市としてはどのような対策をとるのか？小規模デイサービスは現状で認めていくのか。訪問介護など他の移行される総合事業への対応はいかに？（松浪地区地域包括支援センターさざなみ）

（担当：高齢福祉介護課）

要支援1・2の方への介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が平成27年4月から地域支援事業として実施することとなり、平成29年3月まで実施の猶予期間を設けることができます。市の事業として実施するためには、事業を行う者の人員や運営に関すること、事業費用（単価）に関すること、利用者負担割合に関することなど検討し、決定していかなければなりません。長年、保険給付として実施されてきたサービスを事業へ移行して実施する意味を考えると、これらのことについて、慎重に作業し、準備を進める必要があると考えております。

利用定員が厚生労働省令で定める数未満の通所介護事業は、平成28年4月1日までの間で政令で定める日（施行日）以降は地域密着型通所介護となります。なお、引き続き介護給付の居宅指定事業者として運営する場合は、施行日の前日までに定員数を厚生労働省令で定める数以上に変更し、届け出なければなりません。

61 今後考えられる地域支援事業の生活支援サービスについて、財政的援助が必要と考えるが、市としては財政的支援をどの程度考えているのか？（松浪地区地域包括支援センターまつなみ）

(担当：高齢福祉介護課)

生活支援サービスは、訪問事業、通所事業とともに介護予防・日常生活支援事業として、新たに位置付けられたサービスです。これらの事業は、介護保険制度内で行われるものですので、現行の介護報酬を踏まえて市町村が適切なサービス単価を設定して実施してまいります。

62 在宅医療の推進、介護との連携への取り組みはされているのか？どのように将来的ビジョンを考えているのかお示し願いたい。(松浪地区地域包括支援センターさざなみ)

(担当：高齢福祉介護課)

在宅医療の推進、介護との連携については、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが包括的に支援される仕組みである地域包括ケアシステムを構築していくための根幹になるものと考えています。

本市では、平成20年から地域医療福祉連携懇談会を継続的に開催し、顔の見える関係づくりを目指しています。更に、平成25年度からは、神奈川県「地域医療再生計画」に基づく補助金を活用して在宅医療のあり方について検討を進めております。平成26年度は在宅医療を担う医師等を増やし、医療介護に携わる多職種が共に学び合う多職種連携研修会を開催しているところです。将来的なビジョンとして、茅ヶ崎寒川地区の在宅医療のあり方及びその仕組みについては、できるだけ早い時期に方向性を決めたいと考えています。

63 茅ヶ崎市に新しい産業を興してください(常盤町自治会)

茅ヶ崎市は大都市に働く人のベッドタウンとなっています。これはこれで大きな役割を果たしていると思いますが、茅ヶ崎には産業がありません、あってもとても僅かです。これが自治体としては歪みを生んでいると思います。自治体は寝るだけの場所ではなく働く場所でもあるべきではないでしょうか。寝起きし、学び、働く、憩う、これらがバランスよく含まれて「生活する場」と呼べるのではないのでしょうか。高度成長の時期には目立たなかったベッドタウンに特化した都市の歪が今、出てきていると思います。今までの働き盛り層が次々に定年退職し、収入が減って税収も減少が続き、福祉などの支出は増加しつつあると聞いています。企業の誘致も必要でしょうが、定年退職の方はまだまだ十分に働ける能力も体力が残っています。一昔前の60才とは全く違います。高齢者と呼ぶのがふさわしくありません。体力より知力と経験を生かした、新しい産業を茅ヶ崎から興してほしい。簡単ではないですが、市の将来を視野に入れた基本計画の中に、是非とも新しい産業づくりを取り入れてほしいのです。

高齢化と産業の喪失は日本社会全体の課題でもあると思います。茅ヶ崎市がこの課題への一つの解答を与えることができれば素晴らしいとも思います。市の財政の健全化と「高齢者」ではない定年退職元気人間の生き生きした働き方の創造を全国に先駆けて示していきたい。

(担当：企画経営課、高齢福祉介護課)

国は、平成25年12月に、11年ぶりに「高齢社会対策大綱」を改訂し、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年を見据えた、基本的姿勢や課題解決に向けた関連施策の推進の基本的考え方を示しました。

この大綱では、「人生65年時代」から「人生90年時代」を前提とした仕組みへの転換と意識改革を掲げ、意欲や能力のある高齢者には社会の支え手になってもらうと同時に、支えが必要になった時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢化社会を実現させていくこととしています。

この中で、意欲と能力のある高齢者の、活躍したいという意欲を活かし、年齢にかかわらず働くことができる社会を目指すために、多様なニーズに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を図るとしています。このことを受け、本市としましても、平成25年10月から有識者の御協力のもと、元気で、自分らしく、生涯暮らせる豊かな長寿社会を実現するための取り組みについて総合的な検討を進めてまいりました。

その中では、現役時代の経験を活かして働ける、働きたいときに無理なく楽しく働けるといった生きがい就労や様々な社会活動をとおして、現役を引退した方々が地域に出て活動できる仕組みづくりや場づくりについても検討しているところです。

今後は、検討の結果を踏まえ、本市の基本的な方針やそれに基づく事業を定め、詳細検討や関係者との協議などの調整を行いながら、順次、事業を実施してまいります。

64

1 観光資源としての地引網支援

茅ヶ崎市は観光資源は少ない。観光網（客網）の地引網は一方では衰退方向にある。従って、茅ヶ崎市の文化遺産として、これを育成し、地域遺産として、また貴市は観光資源として積極的に育てて行ったらいかがでしょうか。

2 茅ヶ崎ゴルフ場の廃止について

現状説明および、茅ヶ崎市はどのような対応を志向しているのでしょうか。

(美住町自治会)

(担当：企画経営課)

観光資源としての地引網支援については、要望を取り下げる旨、回答をいただいております。

なお、茅ヶ崎ゴルフ倶楽部の廃止についての回答は、2「災害に強く、緑あふれる豊かな町にするために」と同様の回答となります。

65 まつなみボランティアセンター建物の利用存続について（松浪二丁目自治会）

松浪二丁目では8年前、高齢化が進む中でサロンの開設が検討され、機運は高まっていたものの近くに適切な場所がないことがネックとなっていた。それが、現在地にボランティアセンターが移設されたのを機にサロンを開設することができた。ボラセンが私たちの

町内から最短の場所にあるため、足の悪い方や高齢者も参加しやすく、今日まで多数の参加者を得て、なごやかな人間関係が培われてきた。

平成27年度にコミュニティセンターが開設されると、ボランティアセンターはそこへ移転することになっている。しかし、現在サロンに参加している人たちの実態を踏まえた時、距離的に遠くなり、参加しにくい人が出るのが考えられる。

松浪二丁目自治会は、自治会館に類する施設がなく、活動に不便をきたしている。自治会活動を活性化の上からも、現建物は地域活動の一つの拠点として、地域で自由に利用できる施設として残していただきたいと切望する。

(担当：市民自治推進課、保健福祉課、高齢福祉介護課)

日常生活のちょっとした困り事などを気軽に持ち込める、住民同士の身近な相談窓口である、地区ボランティアセンターにつきましては、地区社会福祉協議会を中心とした地区の皆様によって、現在12地区全てに設置されたことに伴い、利便性の向上などの観点から、各地区での公共施設の再整備等の機会を捉えた移転整備を進めております。

また、現在、市では、地区ボランティアセンターを地域福祉活動の拠点として位置づけており、事務所賃借料や事務雑費などを活動推進事業費として、茅ヶ崎市社会福祉協議会への委託料を通じて予算計上し、取り組みを支援しており、単位自治会ごとの地域福祉活動の拠点への補助を行うことは困難であると考えております。

なお、地区の皆様の集い、交流の場として開設されておりますサロン活動につきましては、地区社会福祉協議会が中心となって立ち上げ、運営する活動について、市社会福祉協議会とともに助成を行っておりますので、引き続き、地域福祉の向上及び推進の取り組みに御協力をお願いします。

茅ヶ崎市地域集会施設につきましては、茅ヶ崎市地域集会施設条例第2条により、地域住民の自主的活動の推進を図るために設置すると定めており、(仮称)松浪地区地域集会施設につきましても、同条例により定める施設であり、地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを趣旨として整備を行うものです。当該施設の諸室につきましては、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、PTA、青少年育成推進協議会などの地域団体で組織された(仮称)松浪地区地域集会施設建設検討委員会で協議を重ね、会議室、調理室、和室、音楽室、フリースペースを配置し、同建物内にボランティアセンター、地域包括支援センター、子どもの家を併設しており、地域活動の拠点として貴自治会を始め多くの方々に御活用いただきたいと考えております。

松浪二丁目自治会は自治会館に類する施設がないとのことですが、市には自治会館の整備や維持等の経費に対する補助として、自治会館設置費等補助金、自治会館賃借料補助金を設けております。

自治会館設置費等補助金につきましては、自治会館の建築及び維持管理、自治会館用地の取得に要する経費に対する補助を目的としております。補助金額は、新築、増改築、修繕に要する費用については費用全体の60パーセントと定めており、用地の購入に要する

費用については費用全体の50パーセントと定めております。補助限度額は、新築の場合は1,000万円、増改築の場合は500万円、修繕の場合は50万円、用地購入の場合は1,000万円と定めております。

また、自治会館賃借料補助金につきましては、自治会館及び自治会館用地に係る賃借に要する経費に対する補助を目的としております。土地又は建物の賃借料が年額10万円以上である自治会館を対象としており、土地又は建物のどちらか一方が補助の対象となります。補助金額は、土地賃借料と建物賃借料共に費用全体の50パーセントと定めております。補助限度額は、土地賃借料の場合は月額2万円、建物賃借料の場合は月額5万円と定めております。

貴自治会の活動の拠点として、(仮称)松浪地区地域集会施設を御活用いただくとともに、自治会館設置費等補助金や自治会館賃借料補助金の活用も含め自治会館の整備についても御検討いただき、貴自治会の活動の活性化に役立てていただければと考えております。

6.6 ミニ開発について(浜竹一丁目自治会)

「敷地面積の最低限度指定」が24年2月に施行されたが、それ以降も20坪前後の新築が相次ぎミニ開発が続いており、現時点では最低限度指定の効果が全く見られない。何時ごろから効果が出てくるのか、適用除外を含めてその可能性について説明をいただきたい。

(担当：都市計画課、建築指導課、開発審査課)

建築物の敷地面積の最低限度は、居住水準を維持し良好な住環境を保全・形成するため、建築を行う敷地の細分化を抑制することを目的に、都市計画法に規定する用途地域により定めています。指定対象区域は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で、堤地区の低層住居専用地域においては125平方メートル、その他の低層住居専用地域においては100平方メートルの制限値が指定されています。この規定を受け、適用日である平成24年2月10日以降に低層住居専用地域内において建築物を建築される場合においては、当該敷地が制限値以上であることを建築確認申請において確認し、建築行為が行われています。

また、低層住居専用地域以外においても、都市計画法に基づく開発許可制度を有効に活用し、敷地面積の最低限度を100平方メートルと定め、厳格に指導しております。

なお、敷地面積の最低限度指定の適用除外については、権利救済を目的として適用日以前から建築物の敷地として使用されている敷地については、従前どおりの敷地において建築物の建築が可能であるものとしています。

6.7 役所窓口の休日オープン化(常盤町自治会)

市役所の営業日について。土曜日は一部営業しているようですが、日曜日でなければ、市役所に行けない方も多数いらっしゃると思います。そういう方達の為に、公僕である市役所の職員は日曜日でも開く事が望ましい。サービス業などでは、社員が交代休暇を取り年中無休

で営業しているのが、常識となっています。市役所というのは市民に対する、サービス業なので日曜日も窓口は開けておくべきだと思います。

(担当：企画経営課)

本市では、多様化する生活様式に対応し、市民にとって利用しやすい窓口サービスを提供するとともに、窓口業務の平準化を図ることを目的として、平成17年より窓口が最も混雑する3月末から4月上旬の土日開庁を、また、平成21年7月より、第2・第4土曜日の午前中の窓口開庁を市民課及び保険年金課を中心に行っているところです。

この間、市民ニーズを把握するための来庁者アンケートを実施しております。その結果、「開庁日はこのままでよい」と御回答いただいた方が約6割、「開庁日を減らす・開庁する必要がない」が約1割、「開庁を増やしたほうがよい」が約3割という結果でした。また、窓口開設の範囲については、約7割が「今のままでよい」という回答でした。

このため、市では、現行の形で市民ニーズを概ね満たしていると考えておりますが、開庁日の拡大については、他自治体の状況も注視しながら研究してまいります。

なお、茅ヶ崎駅前市民窓口センターでは、年末年始を除く土曜日・日曜日・休日の午前8時30分から午後5時まで、平日も午後7時30分まで窓口時間を延長し、住民票の写しの交付などの業務について取り扱っております。

また、平成26年5月にオープンしました辻堂駅前出張所においても、休日を除く火曜日及び木曜日は、午後7時30分まで窓口時間を延長し、一部業務を除いて取り扱っております。

現在、本市では、超高齢社会を迎え高齢者や子育て世代に配慮した身近な生活圏域でのサービスの提供を図るため、辻堂駅西口周辺地区、浜見平地区、香川駅周辺地区の3地区拠点に出張所の開設を推進しております。先ほど述べましたとおり、平成26年5月には辻堂駅前出張所を開設し、平成27年4月には浜見平地区で建設中の茅ヶ崎市南西部複合施設内にハマミーナ出張所がオープンする予定となっています。

引き続き市民の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

68 ホノルル市との姉妹都市について（美住町自治会）

ホノルル市との姉妹都市提携は、一考を要すると思います。観光交流に留めるべきと思います。交流だけでも（先般・市長・市議会議長のホノルル市長間だけでも）それなりの経費増です。これが市レベルで年2、3回の交流となると、相当の費用です。更にこれが姉妹都市に向けての活動、及び提携後の交流を考えると当市の財政から考えると難しいのではないのでしょうか。それほどの経費を予算化するのでしょうか。

また、「ホノルルが姉妹都市として、一番ふさわしいか」比較検討がなされたのでしょうか。お聞かせ下さい。（経緯から考えると、成行き的な進め方のように見受けられます。）

(担当：男女共同参画課)

海外との姉妹都市、友好都市の提携にあたっては、市民の皆様を中心とした長期にわたる多方面での交流が行われていることなど、事前に十分な機運が醸成されていることが前

提条件であると認識しております。

ハワイ州ホノルル市につきましては、平成25年、ホノルル市議会関係者より姉妹都市提携についての打診があり、その後当局との交渉を進めておりますが、以前から民間交流を始めとした様々な交流が行われてきました。

当初より先方からは、友好ビーチ提携の話があったことから、類似性のある海岸や、地理的な要件、えぼし岩とオアフ島東海岸にあるチャイナマンズハットなど、海に関する共通点をアピールさせていただいているところもございますが、茅ヶ崎のアロハビズに代表されるスローライフスタイルという考え方や、毎年5月に開催される「茅ヶ崎アロハマーケット」、また全国的にも多いとされているフラの愛好者の方々、更に、ハワイからの技術交流を経て発展してきたサーフィン文化など、ハワイをイメージすることができる様々な文化的な要素が、市民の皆様の間でも着実に根付いてきているものと考えております。

このような背景を受けて、平成25年の10月には一般社団法人茅ヶ崎市観光協会、茅ヶ崎商工会議所、茅ヶ崎アロハ委員会の連名により、ホノルル市との姉妹都市提携についての要望書が市長宛てに提出され、また多くの団体より当該要望書について御賛同をいただいております。

御質問の経費につきましては、締結に至るまでは現地での交渉等も含め、必要最低限の支出が見込まれますが、締結後については、民間交流を推進するような枠組みづくりを行い、次代を担う子どもたちの交流事業を軸として、関係機関の補助金等の申請も行いながら、効率的な予算の執行をしてまいります。

69 公道でのマナー（松浪二丁目自治会）

松浪地区ばかりでなく、茅ヶ崎市内で問題となっていることだが、不動産の切り売りにより住民が高齢者と若年世代との共存生活になり、トラブルが発生している。

特に住宅街における公道の私物化が問題。公道が子供の遊び場になっている。子供のすることだから仕方がないという人もいるかもしれないが、騒ぎたい盛りの子供に公共性を教えることは、親の責任だと思う。少なくとも行動を塞いでしまう行為は、やめてほしい。最近はなくなったが、以前に高齢な父親が、スケートボードで遊んでいる子供とぶつかったことがあった。

（担当：安全対策課、学校教育指導課）

茅ヶ崎市では、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のほか事業所や地域等におきまして、交通安全教室を実施しております。平成25年度におきましては149回実施し、特に幼児や児童に対しては、道路で遊ばないようお伝えしているところです。

また、各学校に対しましては、夏休みなどの長期休業前に、長期休業中の児童・生徒指導に関する指導用資料を配付し、事件・事故・問題行動等の未然防止に向けた一斉指導を依頼しております。

なお、各学校におきましては、誰もが安全に過ごすことができるよう、公道を始めとする公共の場でのルールやマナーを守ることは、何よりも大切であると考え、日頃より、授

業などの場面を通じて、地域の一員としての責任ある行動や思いやりの心、ルールやマナーを大切にすることを育む教育に取り組んでおります。

また、教育委員会では、定期的を開催する児童・生徒指導担当教員研究会や学校警察連絡協議会等で、各学校や地域から寄せられた情報や御意見等について、内容を各学校の教職員にも周知しながら、改善に向けた指導を行っています。

更に、青少年育成推進協議会や民生児童委員との懇談会等を通して、保護者や地域に対しても、子どもたちの見守り活動や声掛けの協力をお願いしているところです。

今後とも、学校、家庭、地域、関係団体等の相互理解を深め、児童・生徒の健全育成に向けて連携協力していきたいと考えており、交通安全教室につきましては、様々な年代に対して地域へ出向いて実施しておりますので御活用ください。

70 スマホやら何やら夢中になって歩く人、自転車でとばす人、横列で歩く人など、これも法で何とかならないでしょうか。(美住町自治会)

(担当：安全対策課)

8月7日に茅ヶ崎警察署交通課で確認をいたしましたところ、御要望の件につきましては、歩行者にあつては道路交通法に抵触しないとの見解です。

なお、自転車利用者の違法行為につきましては、指導、警告、取締りを実施しているとのことです。

本市では交通安全教室を実施しており、平成25年度には149回行いました。交通に関するルールやマナーについて、地域へ出向き実施いたしておりますので、是非とも御活用ください。

71 市民集会への質問事項事前集約のあり方について(浜竹四丁目自治会)

本来、市民集会での質疑応答の目的は、市政の最高責任者としての市長が、市民との直接会話を重ねることで、様々な意見や疑問に答える中で市政に反映させるべき内容を明確にすること、ではなくてはなりません。

しかるに、この制度が形骸化しているのです。

その原因は端的に、市長と市民との間に、幾重もの職階層が介在していることにあります。

今年度市民集会に関しても、市長、各部長・各委員長、地区まちぢから協議会・委員会・部会、連合自治会、傘下自治会、市民このように構成されています。

しかも、直接対話ではなく、事前質問とそれへの回答文を準備しております。弊害の最たる現象として、市政担当部課や地区協議会・自治会が想定問答集を準備、市民集会当日を卒なく消化するセレモニーになってしまっております。

中二階的な組織が介在しますと、それぞれが自己主張をし始め、事実は過小又は過大に評価して問題点を隠してしまう傾向が否めません。

このような形式の市民集会は、止めるべきです。本来の形に戻して、直接対話を主とし

た集會に改善すべきです。

(担当：市民自治推進課)

市民集會につきましても、地域住民と市が地域の課題について情報共有を行い、市が地域のニーズを把握する中で、課題解決に向けた議論を行う重要な場であると認識しております。市内12地区の自治会連合会区域で、自治会連合会やまちぢから協議会の主催で開催されており、事前質問の募集や当日の内容の企画などの開催に向けた準備、市民集會当日の運営等についても、主催者である地域の方々に進められております。松浪地区におきましても、松浪地区まちぢから協議会の主催で、事前準備から当日の運営まで行われております。市民集會で地域にとってより有益な議論を行うための工夫として、地域の中で事前に質問を募集し、応募のあった質問を市へ提出し、市から地域へ回答を行い、事前に地域と市が地域課題に関する考え方をまとめることにより、限られた時間の中で効率的かつ建設的な議論が行われていると認識しております。なお、他地区の市民集會では、議論する特定のテーマをあらかじめ決め、市民集會当日はそのテーマの中で参加者が自由に発言し、意見交換する取り組みも行われております。

また、地域課題を解決する取り組みとして、年に一度の市民集會だけではなく、地域の様々な団体や地域住民が一体となり、地域と市が協働で地域課題の解決に向けて取り組む、まちぢから協議会も地域課題の協議の場として有効であると考えております。松浪地区では、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、PTA、青少年育成推進協議会などの団体を構成員として松浪地区まちぢから協議会を発足しており、地域の横の連携を強化し、市民相互の協働を図ることにより、効率的かつ総合的に地域の様々な課題解決を図る取り組みが進められようとしております。まちぢから協議会の事務局には市の地域担当職員が入り、運営の全体的な内容をサポートするとともに、市との間を繋ぎ、必要であれば課題解決に向けた検討の場から市の担当課が入るなどし、1年に1回の市民集會だけではなく、常時、課題解決に取り組んでいく仕組みとして、地域と市が協働して、課題解決までのプロセスを地域全体で共有し、地域の実態に即した形での課題解決が進められようとしております。

今後、地域においても、まちぢから協議会の活動が進められていく中で、地域課題を解決するための一つの手法として、市民集會の在り方や内容について、地域にとって有益な取組として進めていただけるよう、引き続き地域と市が一緒になり検討を進めていきたいと考えております。

7.2 広域避難場所（富士見町自治会）

松浪地区に対する主要な広域避難場所である「茅ヶ崎ゴルフ場」が平成26年度をもって、閉鎖されると漏れ聞いております。閉鎖後も広域避難場所として利用可能なのでしょうか。

利用不可となれば、約19,000世帯・約45,000人の広域避難場所としては、浜須賀小学校だけでは、いかにも不十分と感じます。

その場合に市が考えている代替案をお示しいただきたい。

(担当：企画経営課、防災対策課)

本市では、延焼火災から市民の皆様の身体生命を守るための避難場所として、広域避難場所を指定しております。

松浪地区に近接している茅ヶ崎ゴルフ倶楽部を始め、中央公園・市役所・総合体育館等、市街地において広域な面積を確保できるところ等を広域避難場所として指定しております。

茅ヶ崎ゴルフ倶楽部は、市街化区域内に位置し、環境の保全、防災、景観形成上貴重なみどりを有しており、幅広い公共性の観点から重要な地区と考えております。

当該地は、「茅ヶ崎市地域防災計画」で広域避難場所として指定され、市南東部地域において震災時の延焼火災から人命の安全確保に重要な役割を果たしております。

こうした公共性やスポーツ振興などの地域貢献が高いことから、本市ではゴルフ場敷地内にある道路の占用料の免除を行っており、ゴルフ場の存続のための取り組みを進めてきたところです。

当該ゴルフ場については、運営者である観光日本株式会社が会員に対して平成27年3月末をもってゴルフ場を閉鎖することを説明するとともに、神奈川県などの地権者にも同様の説明を行ったと伺っております。

仮にゴルフ場が閉鎖され、住宅などの用途に当該地が利用された場合、本市が進める防災対策やみどり政策に多大な影響を及ぼすものと危惧しております。ゴルフ場が撤退した場合の土地利用については、広域避難場所やみどりの保全に考慮し、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう、神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議してまいりたいと考えております。

なお、本市では、昭和50年に茅ヶ崎ゴルフ倶楽部を広域避難場所として指定し、昭和59年に隣接する浜須賀小学校も併せて指定し、総面積は226,015平方メートルとなっております。

神奈川県より示されております広域避難場所の指定基準では、広域避難場所の候補地は、10,000平方メートル以上の土地で、更に延焼火災によるふく射熱から身を守るための安全距離を計算した値は木造密集市街地から300メートル以上となっており、仮に茅ヶ崎ゴルフ倶楽部が閉鎖され、浜須賀小学校の敷地面積だけでは、県の指定基準は満たしておりません。

また、JR東海道線以北となりますが、本市が指定する広域避難場所として神奈川県立茅ヶ崎高校と京急自動車学校茅ヶ崎校（総面積45,871平方メートル）や本市と災害協定を締結しているTOTO株式会社などへの避難も一つの手段と考えられます。

更に、松浪地区東側は藤沢市と隣接していることから、辻堂駅北側の神台公園周辺（総面積50,000平方メートル）や湘南工科大学周辺（総面積127,026平方メートル）など藤沢市が指定する広域避難場所への避難を考慮していただくとともに、茅ヶ崎市立汐見台小学校、神奈川県立汐見台公園周辺一帯、耐火構造建築物で構成される辻堂団地

周辺や神奈川県立辻堂海浜公園への避難も有効であると考えられます。

本市では、大規模災害時に火災の延焼が進むことが予想される場合には、早い段階で対象地域の皆様へ避難についての情報を提供させていただきますので、その指示に従い安全に避難が行える広域避難場所等へ避難を行っていただきますようお願いいたします。

7 3 制限速度の表示（富士見町自治会）

富士見町を「鉄砲道」と「浜竹通り」の制限速度40Kmの幹線道路が通っています。

これに接続する生活道路は、制限速度30Kmに設定されていますが、最近、抜け道として利用する車両が増加しております。

幹線道路から、生活道路に侵入した運転手は、40Kmの感覚のままで運転を継続します。

しかるに、制限速度30Kmの標識あるいは表示は、幹線道路と生活道路の接点にはなく、生活道路を数ブロック進行した後、それと分かるようになっている現状です。

制限速度30Kmが確実に運転者に認識できるよう配慮する必要性を感じます。

県警の所掌事項とは存じますが、現状を御理解賜りたくご質問申し上げます。

（担当：安全対策課）

このことにつきましては、ドライバーに対する啓発が大切であるという主旨と理解しております。

本市といたしましては、交通安全対策の一環として注意喚起看板を設置してまいりますので、設置する場所と文言等について御検討していただき、地域の皆様の御要望に沿った、効果的な注意喚起看板を設置してまいりたいと考えております。

なお、8月7日、このことにつきまして茅ヶ崎警察署に情報提供をいたしました。

今後も、地域の皆様、警察、行政が更に連携を深め、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

7 4 市全体の公園・体育施設等の公共施設が未だ充分ではなく抜本的な立案・実行を期待したい。青少年広場の増設程度では然程インパクトあると思えません。

予防医学の観点よりも、体育施設の造設は特に必要と思います。（出口町自治会）

（担当：スポーツ健康課、公園緑地課）

スポーツや運動をする場所につきましては、市民アンケート調査においても、自宅近くを利用したいという結果が出ており、手軽にスポーツができる場所として身近な場所が求められています。

しかしながら、近年では、一定規模以上の広さの土地を確保し、新たな広場やグラウンドを整備することには、難しさがあると考えております。

こうしたことから、本市では、スポーツ施設の不足を補うため、平日と週末の利用率の平準化を図るとともに、利用時間の区分の見直しや、利用手続きの改善を行い、既存のスポーツ施設の利用を更に促進し、学校体育施設の効率的な活用を図ることとしています。

また、スポーツができる身近な場所という点では、小学校の運動場と体育館について、土曜日の午前中を個人の利用者向けに、また、平日の夜間と土曜日の午後及び日曜日を団体の利用者向けに開放しておりますので御利用くださるようお願いいたします。

更に、公園につきましては、地域における身近なレクリエーション空間として、その拡充は必要なことと認識しております。質問54「新たな公園の設置について」でも回答させていただきましたように、現状におきましては用地を購入して新たに公園を設置することが非常に困難な状況であるため、借地による公園の設置を積極的に進めてまいります。

なお、地域の小規模公園に運動施設を設けることはできませんが、健康増進という観点からは、整備に当たりまして地元自治会の皆様とも協議をさせていただき、健康遊具等の設置につきまして、提案をさせていただきたいと考えております。

75 既存道路の定期的な補修工事（出口町自治会）

（担当：道路管理課）

市内の幹線道路に対する定期的な補修工事につきましては、現在策定中の「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」の中で、舗装面の状況調査結果による補修の方法や優先順位等について、計画的な維持管理を行うための基準作りを行っているところであります。幹線道路以外の一般の生活道路につきましては、毎週金曜日と雨天時に市内を4地区に分割して、道路の穴あきや道路の路面排水の不良箇所等についてパトロールを実施しており、その中で補修の対応を行っております。また、随時、市民の皆様から情報をいただき、現地調査を実施した中で補修を実施しております。

なお、補修の方法につきましては、第一段階として穴あき箇所の部分的な補修の実施。第二段階として、穴あき箇所の増加や拡大に対する小規模な舗装の打替えの実施。第三段階として、更に損傷が進行した場合、路線としての舗装の打替えの実施。と段階を踏んでの管理を実施しております。

道路の補修につきましては、我々のパトロールでは気が付かないところが多くあると思います。管理の行き届かない点につきましては、自治会様及び市民の皆様から情報を頂いた中で早急な対応を実施してまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

76 松浪地区は県内最大規模の巨大クラスター危険地区となっておりますが、大震災がくるまでにさらなる対策が出来ないか。まずは、倒壊家屋を少なくするため、市建築課が啓蒙に努めていますが、市民から申請があったときのみの対策で強制力を欠いている。耐震診断と補強工事は耐震建築以前の木造家屋に漏れなく適用する方法を検討願いたい。（出口町自治会）

（担当：建築指導課）

本市では、平成19年度より「耐震改修促進計画」を定め、既存建築物の耐震化を進めています。

既存建築物の耐震化は、対象が個人の重要な財産であることから、自助意識の向上が不可欠になります。

そのため、補助事業を利用し、効果的に住宅等の耐震化を進めていただくために、制度の周知啓発や拡充はもとより、自治会の皆様との連携した周知活動、相談窓口の強化等の施策を進めております。

今後も、制度の浸透を図るとともに、国や神奈川県等の耐震対策事業を利用しながら、建築物の耐震改修化を進めてまいります。

77 震災火災が発生の場合の初期消火編も備えが進んでいるが、移動式ホース格納箱の設置を年々積み重ねて欲しい。

さらに、震災で断水してしまったら、出口町には消火に使う水がない。貯水槽の設置と動力消火ポンプの設置を検討願いたい。(出口町自治会)

(担当：防災対策課、警防課)

大規模地震発生時の多発火災に対する延焼防災対策といたしましては、市民が行う初期消火活動が有効であり、平成25年度から移動式ホース格納箱の設置を進め、平成25年度は市内152か所に設置することが出来ました。

平成26年度は、延焼火災危険地域(クラスター地域)を重点的に市内175か所に設置を行い、平成27年度までの3か年で概ね市内500か所に設置を進めてまいりたいと考えております。

防火水槽の設置につきましては、国の示す消防水利の整備指針を基に土地所有者の御協力を得て行うとともに、公共施設の建設時や開発行為に伴う指導で設置を進めております。

また、火災危険度の高い地域を始めとし、市域全体に少量でも有効に消火活動が行える小型の防火水槽の設置についても進めてまいります。

小型軽量ポンプの配備場所につきましては、消防本部が管理している市内10箇所の防災資機材格納庫で、併設されている防火水槽が100立方メートルと十分な消火用水が確保されていることから小型軽量ポンプを配備しております。小型軽量ポンプを配置するためには、定期的に維持管理を行う上で防災資機材格納庫の設置が必要であり、出口町地区に関しましては、現在のところ設置をしておりません。

小型軽量ポンプが配備されていない地域に関しましては、今後の検討課題であると認識しております。

この度の回答につきましてお問い合わせがある場合は、市民安全部市民相談課(電話 0467-82-1111 内線2301)までお問い合わせください。

(事務担当 市民相談課市民相談担当)

受付No.293

神奈川県地質調査業協会（関東地質業協会）

住所・連絡先

〒244-0801

横浜市戸塚区品濃町543-6

つるや第三ビル301号 (株)横浜ソイルリサーチ 内

受付（月～土曜日）

TEL.045-826-4747 FAX.045-821-0344